

第1期大玉村地域福祉計画

(成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)



令和7年3月

大玉村

村長あいさつ



本村では、これまで「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画に基づき、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など、各分野の福祉施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、全国的に人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの変化等により、地域におけるつながりが薄れ、助け合いや支え合いの結びつきが弱まっていることが指摘されています。

そうした中、地域で問題を抱えているにも関わらず、誰にも助けを求めることができない方や、支援が届かず問題が深刻化している方など、様々な課題を抱える方が増加しています。

こうした課題は、介護保険制度や障がい者支援制度、子ども子育て支援制度等の制度のみでは解決が困難であり、公的な支援だけではなく、地域住民や福祉関係者等、様々な主体が連携し、地域全体で対応していくことが重要となります。

このような状況を踏まえ、人々が地域において様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、「誰もが地域で支え合いながら、いきいきと安心して暮らせる村」を基本理念とする「第1期大玉村地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、地域における諸問題に対し、自助、共助、公助、互助により、地域一丸となって、地域福祉を推進するための計画です。皆様との協働により推進してまいりたいと考えていますので、今後とも、村民の皆様のご理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本計画は、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方等の成年後見制度の適切な利用を促進する「第1期大玉村成年後見制度利用促進計画」、犯罪をした人等の社会復帰を支え、地域住民の犯罪被害の防止を推進する「第1期大玉村再犯防止推進計画」をあわせて策定するものといたします。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました「大玉村地域福祉推進協議会」の委員の皆様をはじめ、各地区の住民座談会、アンケート調査、ヒアリング調査、パブリックコメント等を通じて、貴重なご意見をいただきました村民の皆様には厚く御礼申し上げます。

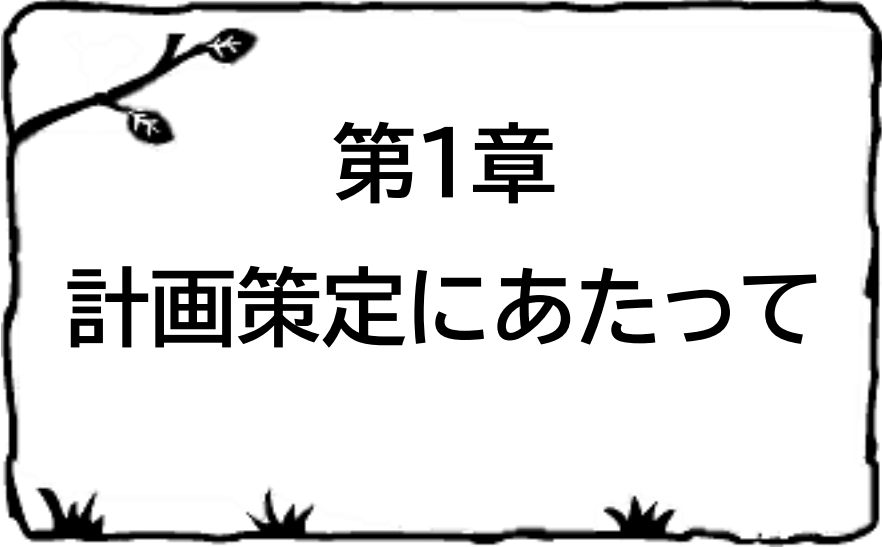
令和7年3月

大玉村長 押 山 利 一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 「第1期大玉村地域福祉計画」策定の背景と目的	3
2 地域福祉とは	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 大玉村を取り巻く現状	9
1 統計データからみる現状	11
2 村民アンケート調査からみる現状	20
3 地域福祉住民座談会からみる現状	38
4 関係団体へのヒアリング調査からみる現状	43
5 大玉村の地域福祉の推進における主な課題の整理	47
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 計画の体系	53
第4章 施策の展開	55
基本目標1 みんなで支え合いつながり合う人・活動づくり	57
基本目標2 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり	61
基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり	66
基本目標4 地域福祉を推進する体制づくり	76
第5章 大玉村成年後見制度利用促進計画	81
1 計画策定の背景と目的	83
2 計画の法的根拠と位置づけ	83
3 計画期間	83
4 成年後見制度の利用促進に関する制度の主な内容	84
5 成年後見制度を取り巻く状況	87
6 大玉村の成年後見制度利用促進における課題の整理	88
7 基本目標	89
8 施策の展開	89
第6章 大玉村再犯防止推進計画	91
1 計画策定の背景と目的	93
2 計画の法的根拠と位置づけ	93
3 計画期間	93
4 再犯防止に関する制度の主な内容	94
5 再犯防止を取り巻く状況	95
6 大玉村の再犯防止推進における課題の整理	96

7 基本目標	97
8 施策の展開	97
資料編	99
1 大玉村地域福祉推進協議会設置要綱.....	101
2 大玉村地域福祉推進協議会委員名簿	103
3 策定経過について	104



第1章

計画策定にあたって

1 「第1期大玉村地域福祉計画」策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加のほか、価値観やライフスタイルの変化等によって、地域におけるつながりが弱まり、助け合いや支え合いの機能の低下が懸念されています。

人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも、誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースや、8050 問題※やダブルケア※等、複雑化・複合化した課題が浮き彫りとなっています。

こうした課題は、介護保険制度や障がい者支援制度、子ども子育て支援制度等の制度のみでは解決が困難であり、公的な支援だけではなく、地域全体で支えていくことが重要となっています。

こうした背景を踏まえ、平成30年4月に社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となり、これまでの地域福祉に関わる取り組み等をもとにしながら、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが求められています。

このようなことから、本村では、人々が地域において様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、自助、互助、共助、公助により地域福祉を推進し、「地域共生社会」の実現を目指すため、「第1期大玉村地域福祉計画」を策定いたします。

また、本計画では、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方等の成年後見制度の適切な利用を促進する「第1期大玉村成年後見制度利用促進計画」、犯罪をした人等の社会復帰を支え、地域住民の犯罪被害の防止を推進する「第1期大玉村再犯防止推進計画」をあわせて策定いたします。

※8050 問題：高齢の親と無職独身や障がいのある 50 代の子が同居することによる問題のことをいう。

※ダブルケア：育児と介護を同時に行う必要がある状況のことをいう。

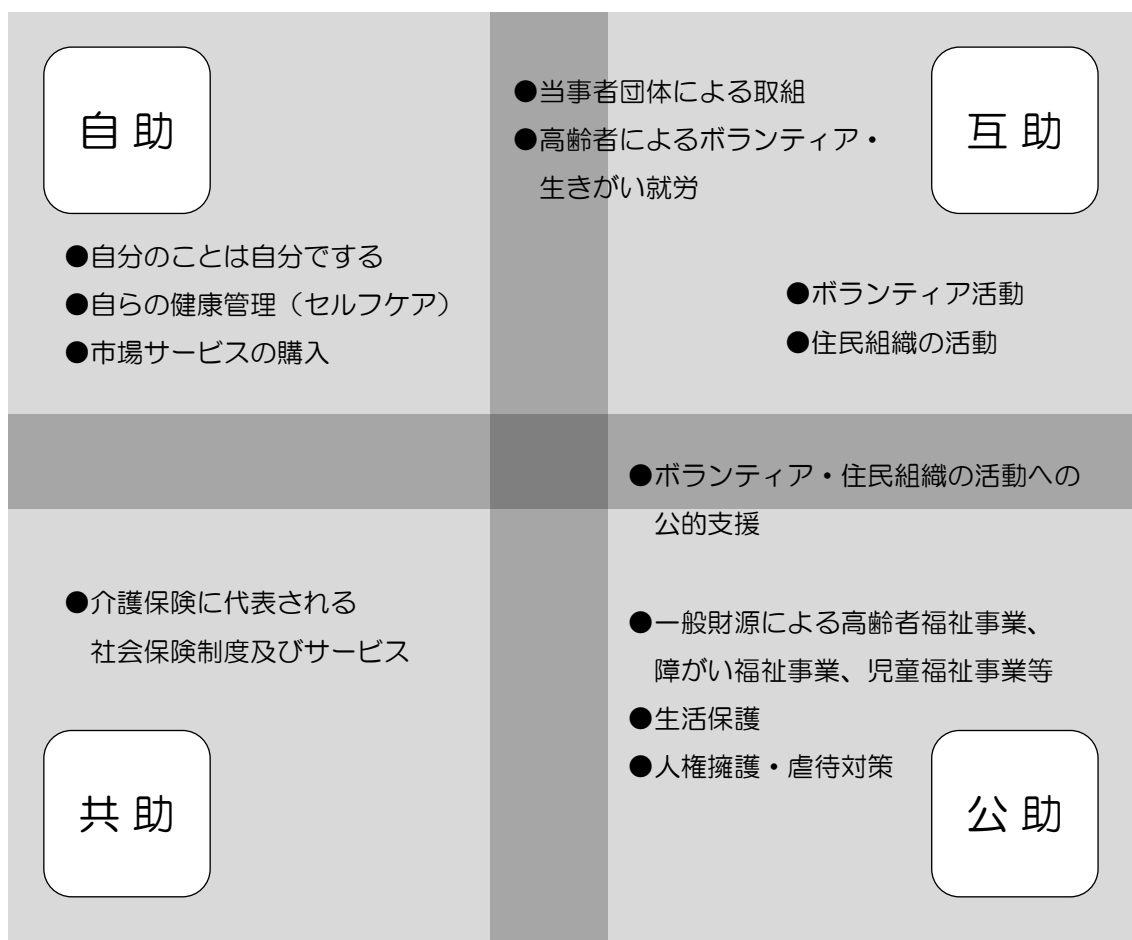


2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域における諸問題に対し、地域住民や福祉関係者、行政等、様々な主体によって行われる取り組みのことです。

村民自らの努力(自助)や、地域における助け合いや支え合い(互助)、介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助(共助)、行政・公的制度(公助)による支援など、それぞれが連携しあって取り組んでいく必要があります。

【地域包括ケアシステム※の構築における自助・互助・共助・公助の考え方】

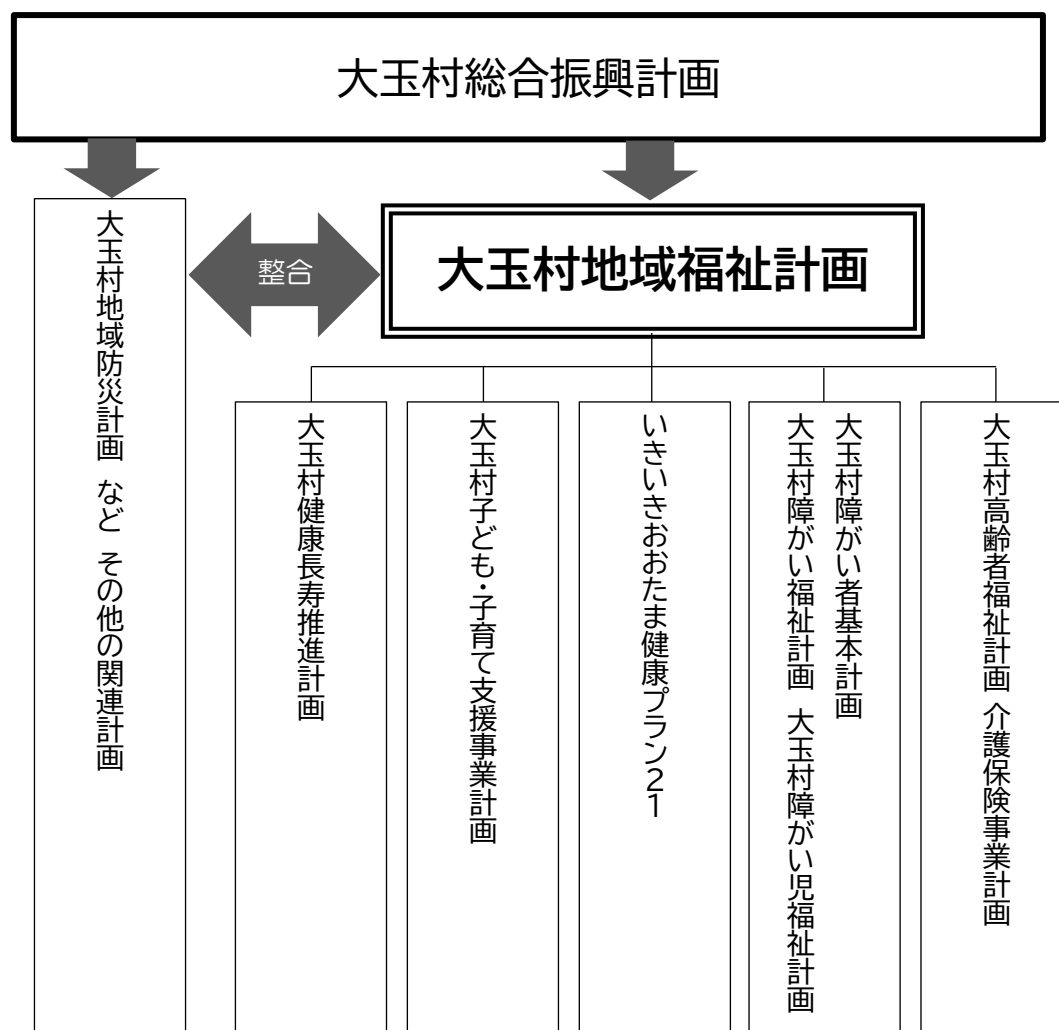


※「地域包括ケアシステム」とは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すものです。地域福祉においては、高齢者だけでなく、障がいのある方の地域生活への移行や、困難を抱える子どもや子育て家庭への支援等についても同様に考えられます。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画であり、福祉分野における「上位計画」として位置づけるものです。本村における最上位計画である大玉村総合振興計画や関連する個別計画との整合を図りながら、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定するものです。

【計画の位置づけ】



【社会福祉法】(抜粋)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



4 計画期間

本計画の期間は、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの5年間です。

なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

【計画期間】

年度 計画名	令和 3 年度 2021	令和 4 年度 2022	令和 5 年度 2023	令和 6 年度 2024	令和 7 年度 2025	令和 8 年度 2026	令和 9 年度 2027	令和 10 年度 2028	令和 11 年度 2029	令和 12 年度 2030
大玉村 総合振興 計画	前期				後期					
大玉村 地域福祉 計画					第1期					第2期

5 計画の策定体制

(1)大玉村地域福祉推進協議会の実施

本計画は地域ぐるみで推進する計画であることから、村民及び福祉関係者等の参画を得て組織される「大玉村地域福祉推進協議会」にて、意見を伺いながら策定します。

(2)村民アンケート調査の実施

村民における地域福祉活動の現状や課題、意向等を把握するため、郵送でのアンケートを実施します。

(3)地域福祉住民座談会の実施

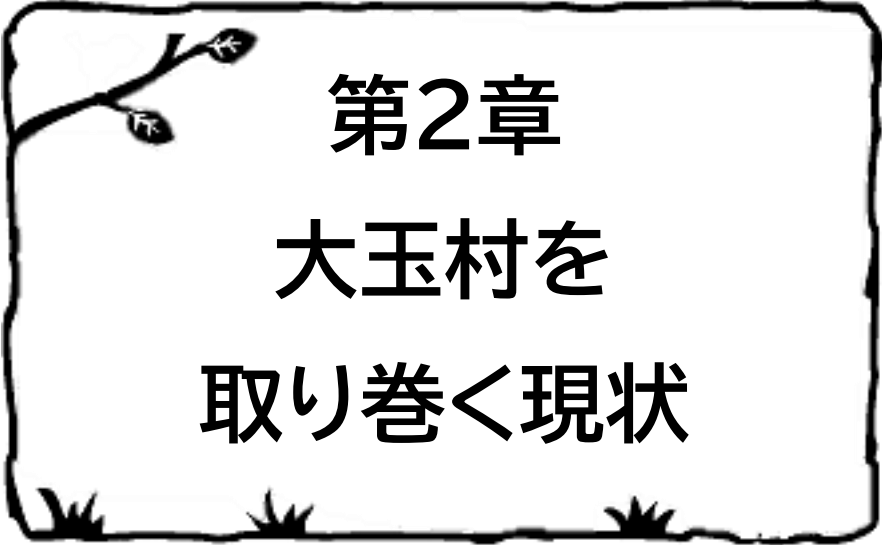
村民の地域における生活課題や地域福祉活動の実態、意向等を把握し、計画に反映するため、村民の声を直接聞く場として、地域福祉座談会を開催します。

(4)関係団体へのヒアリング調査の実施

地域福祉に関係する団体の現状や課題、意向等を把握し、計画に反映するため、ヒアリング調査を実施します。

(5)パブリックコメントの実施

村民から意見等を募集し、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。



第2章

大玉村を 取り巻く現状

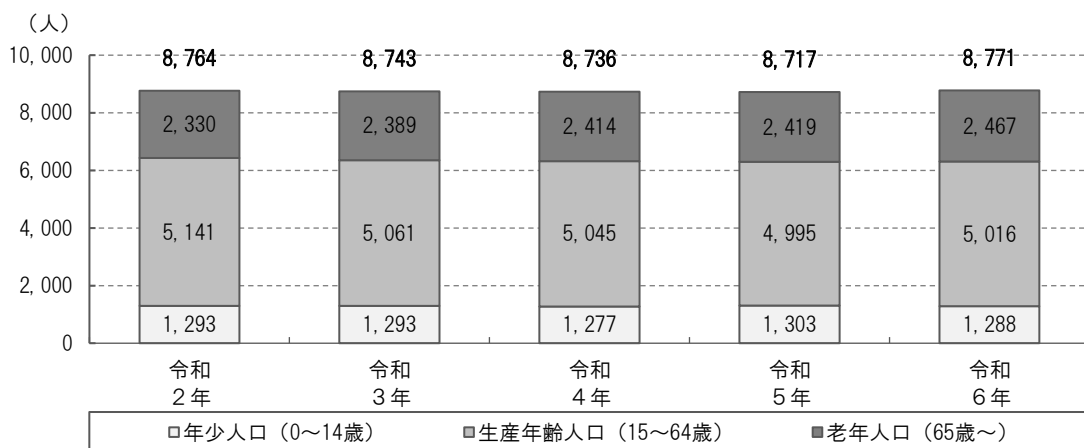
1 統計データからみる現状

(1) 総人口の状況

本村の総人口はほぼ横ばいで推移しており、令和6年では8,771人となっています。

年齢3区分別でみると、全国的に少子高齢化が進行している中、本村では年少人口(0～14歳)が令和6年で1,288人とほぼ横ばいで推移しています。

【年齢3区分別人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

単位:人

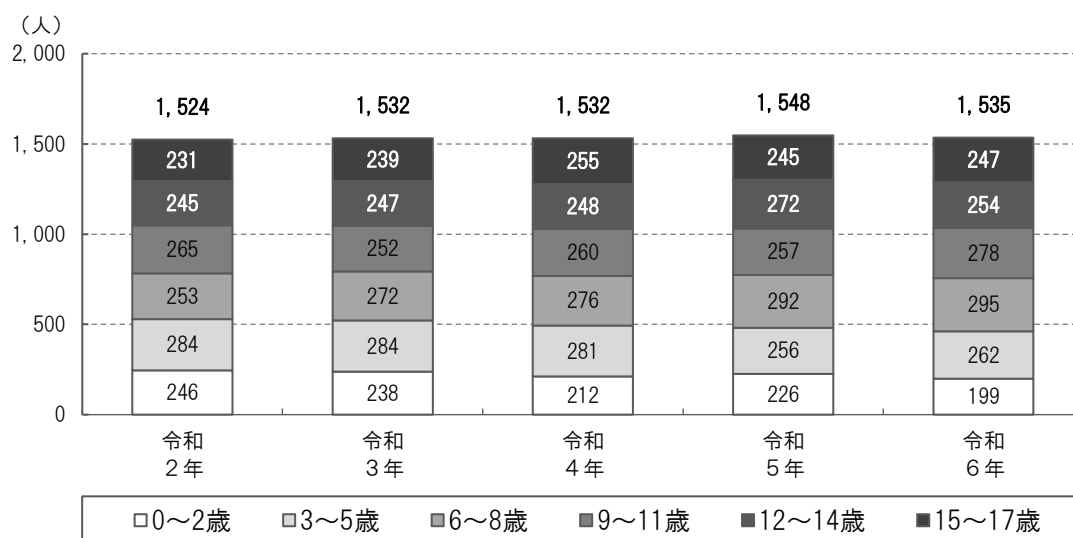
区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	総人口	8,764	8,743	8,736	8,717	8,771
	年少人口 (0～14歳)	1,293	1,293	1,277	1,303	1,288
	生産年齢人口 (15～64歳)	5,141	5,061	5,045	4,995	5,016
	老年人口 (65歳～)	2,330	2,389	2,414	2,419	2,467
構成比	総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	年少人口 (0～14歳)	14.8%	14.8%	14.6%	14.9%	14.7%
	生産年齢人口 (15～64歳)	58.7%	57.9%	57.7%	57.3%	57.2%
	老年人口 (65歳～)	26.6%	27.3%	27.6%	27.8%	28.1%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)子ども人口の状況

本村の子ども人口(0～17歳)は、増加傾向にあり、令和6年では1,535人、総人口に占める子ども人口の割合は17.5%となっています。年齢別でみると、小学生(6～11歳)、中学生(12～14歳)、高校生(15～17歳)が増加しています。一方で、就学前児童(0～5歳)は減少傾向となっています。

【子ども人口(0～17歳)の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

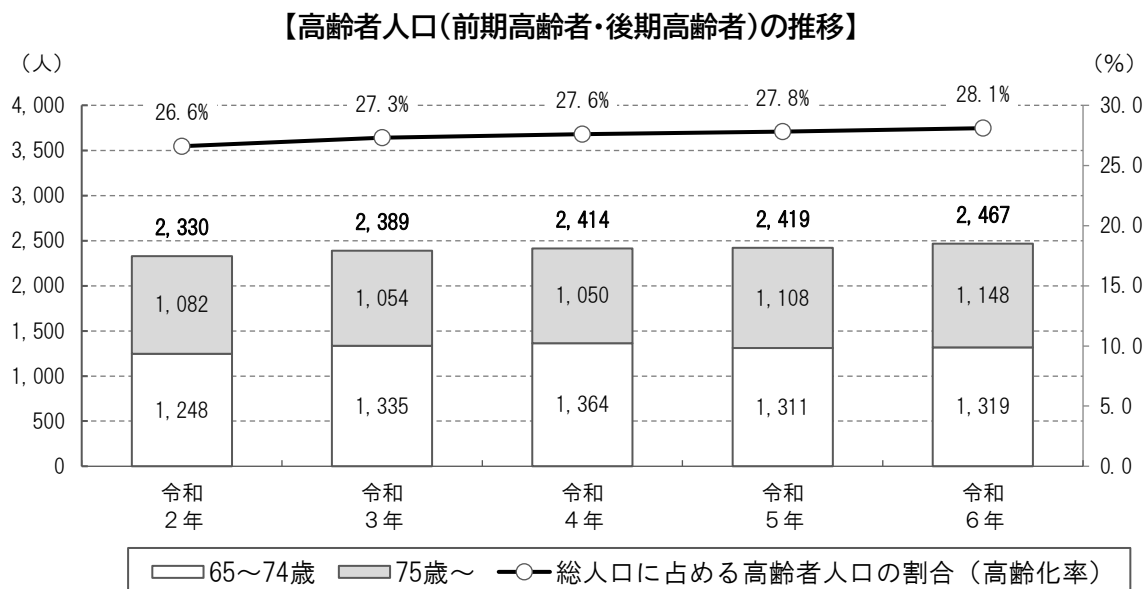
単位:人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
子ども人口 (0～17歳)	1,524	1,532	1,532	1,548	1,535
就学前児童 (0～5歳)	530	522	493	482	461
0～2歳	246	238	212	226	199
3～5歳	284	284	281	256	262
小学生 (6～11歳)	518	524	536	549	573
低学年 (6～8歳)	253	272	276	292	295
高学年 (9～11歳)	265	252	260	257	278
中学生 (12～14歳)	245	247	248	272	254
高校生 (15～17歳)	231	239	255	245	247
総人口に占める 子ども人口の割合	17.4%	17.5%	17.5%	17.8%	17.5%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3)高齢者人口の状況

本村の高齢者人口は、増加傾向にあり、令和6年では2,467人、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は28.1%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

単位:人

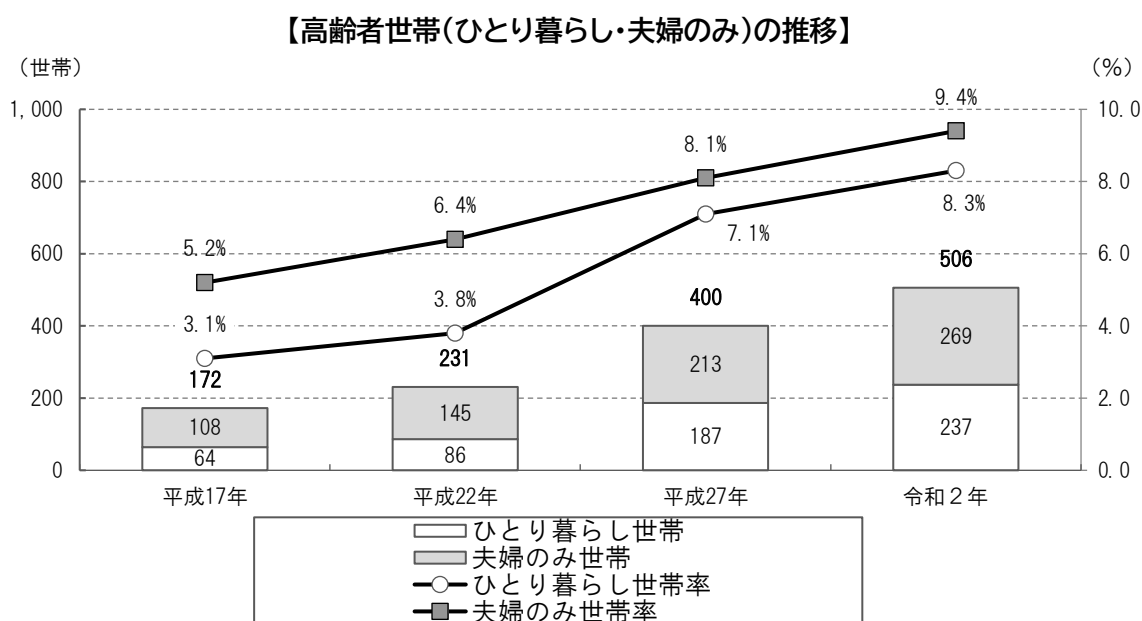
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者人口	2,330	2,389	2,414	2,419	2,467
前期高齢者 (65～74歳)	1,248	1,335	1,364	1,311	1,319
後期高齢者 (75歳～)	1,082	1,054	1,050	1,108	1,148
総人口に占める 高齢者人口の割合 (高齢化率)	26.6%	27.3%	27.6%	27.8%	28.1%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4)高齢者のいる世帯の状況

本村の一般世帯総数は、増加傾向にあります。これに伴い、高齢者のいる世帯も増加を続け、令和2年には、1,518世帯、一般世帯に占める割合は52.9%となっています。

高齢者のひとり暮らし世帯及び夫婦のみ世帯も増加を続けており、令和2年の一般世帯に占める割合は、ひとり暮らし世帯が8.3%、夫婦のみ世帯が9.4%となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

※「ひとり暮らし世帯率」「夫婦のみ世帯率」は、一般世帯総数に占める割合

単位：世帯

年次	一般世帯 総数	高齢者のいる世帯						
			単独世帯・親族世帯			非親族 世帯	3世代 世帯	
				ひとり 暮らし 世帯	夫婦 のみ 世帯			その他の 親族同居 世帯
平成 17 年	2,089 (100.0%)	1,230 (58.9%)	1,230 (58.9%)	64 (3.1%)	108 (5.2%)	1,058 (50.6%)	0 (0.0%)	784 (37.5%)
平成 22 年	2,249 (100.0%)	1,250 (55.6%)	1,243 (55.3%)	86 (3.8%)	145 (6.4%)	1,012 (45.0%)	7 (0.3%)	688 (30.6%)
平成 27 年	2,616 (100.0%)	1,394 (53.3%)	1,392 (53.2%)	187 (7.1%)	213 (8.1%)	992 (37.9%)	2 (0.1%)	538 (20.6%)
令和 2 年	2,871 (100.0%)	1,518 (52.9%)	1,513 (52.7%)	237 (8.3%)	269 (9.4%)	1,007 (35.1%)	5 (0.2%)	460 (16.0%)

【参考：令和2年】

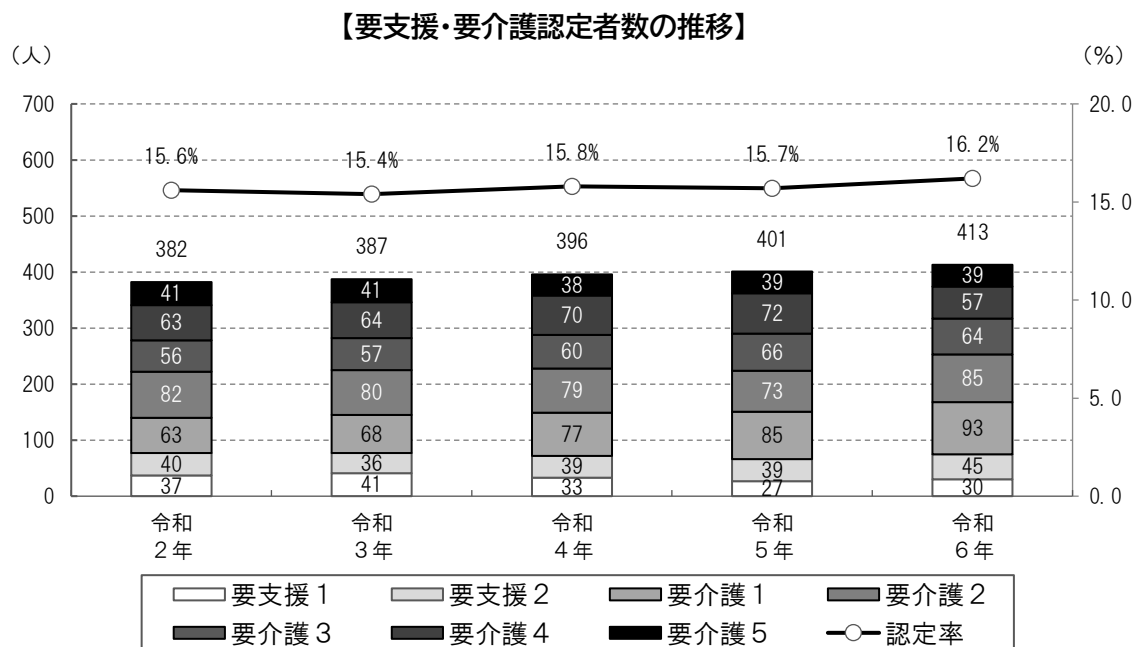
福島 県	740,089 (100.0%)	361,911 (48.9%)	360,140 (48.7%)	87,168 (11.8%)	90,785 (12.3%)	182,187 (24.6%)	1,771 (0.2%)	62,908 (8.5%)
全国	55,704,949 (100.0%)	22,655,031 (40.7%)	22,524,170 (40.4%)	6,716,806 (12.1%)	6,848,041 (12.3%)	8,959,323 (16.1%)	130,861 (0.2%)	2,132,480 (3.8%)

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(5) 要支援・要介護認定者の状況

本村の要支援・要介護認定者数は増加を続け、令和6年では413人となっています。

認定率は、福島県や全国に比べて低い水準で推移しており、令和6年では16.2%となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

※認定率は第1号被保険者数に占める第1号認定者数の割合

単位：人

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要支援・要介護 認定者数	要支援1	37	41	33	27	30
	要支援2	40	36	39	39	45
	要介護1	63	68	77	85	93
	要介護2	82	80	79	73	85
	要介護3	56	57	60	66	64
	要介護4	63	64	70	72	57
	要介護5	41	41	38	39	39
第1号被保険者数		2,366	2,420	2,427	2,453	2,486
第1号認定者総数		370	372	383	386	402
認定率	大玉村	15.6%	15.4%	15.8%	15.7%	16.2%
	福島県	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.6%
	全国	18.6%	18.8%	19.1%	19.3%	19.7%

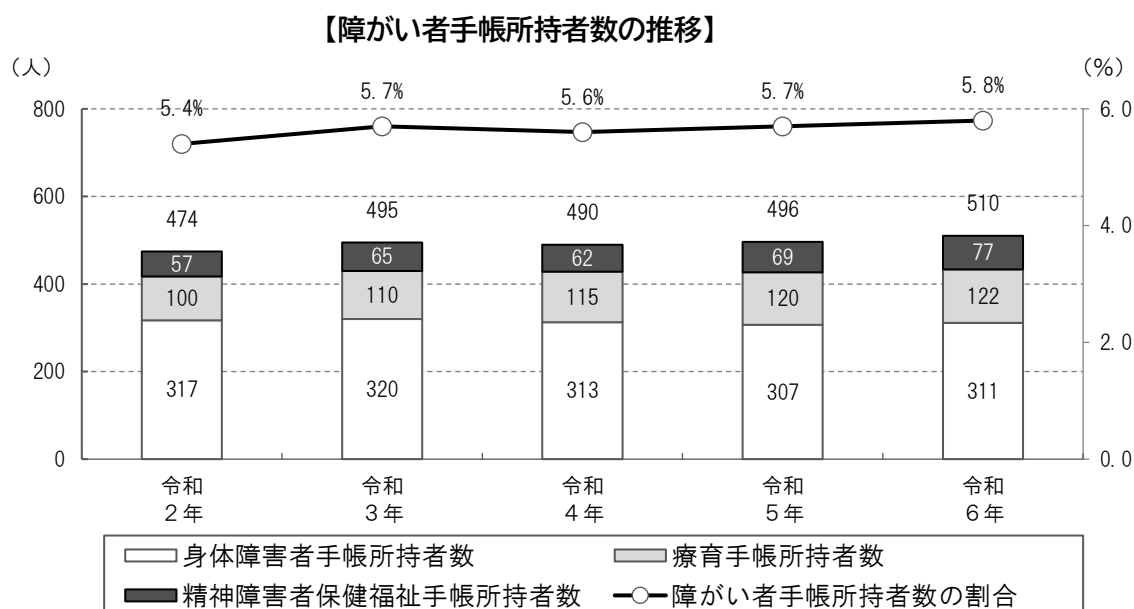
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

※認定率は第1号被保険者数に占める第1号認定者数の割合

(6)障がい者手帳所持者数の状況

本村の障がい者手帳所持者数は令和3年以降、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年では510人となっています。

総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合は5.8%となっています。



資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

単位:人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
障がい者手帳所持者数	474	495	490	496	510
身体障害者手帳所持者数	317	320	313	307	311
療育手帳所持者数	100	110	115	120	122
精神障害者保健福祉手帳所持者数	57	65	62	69	77
総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合	5.4%	5.7%	5.6%	5.7%	5.8%

資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

(7)生活保護の状況

本村の生活保護受給者数・世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年では生活保護受給者数が19人、生活保護世帯数が16世帯となっています。

【生活保護受給者数・世帯数の推移】

単位：人、世帯

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活保護受給者数	23	27	21	18	19
生活保護世帯数	17	20	17	16	16

資料：健康福祉課(各年3月末現在)

(8)児童虐待相談の状況

本村の児童虐待相談件数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年では14件となっています。内訳をみると、近年は身体的虐待、心理的虐待の相談が増えています。

【児童虐待相談件数の推移】

単位：件

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童虐待相談件数	12	10	11	20	14
身体的虐待	6	2	2	3	3
ネグレクト	6	1	1	0	0
心理的虐待	0	7	8	17	11
性的虐待	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課(各年3月末現在)

(9)地域活動等の状況

民生児童委員数は、定数の21人で推移しており、欠員は生じておりません。

ボランティア登録団体数は減少傾向にあり、令和6年では12団体となっています。一方で、ボランティア登録個人数は令和3年から令和5年にかけて減少していたものの、令和6年では197人となっています。

【民生児童委員数、ボランティア登録団体・個人数の推移】

単位：人、団体

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
民生児童委員数	21	21	21	21	21
ボランティア登録団体数	22	17	16	12	12
ボランティア登録個人数	-	138	126	95	197

資料：健康福祉課（各年3月末現在）



2 村民アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

本村における地域福祉活動の現状や課題、今後の取り組みの意向等を把握するため、郵送でのアンケートを実施しました。

【調査概要】

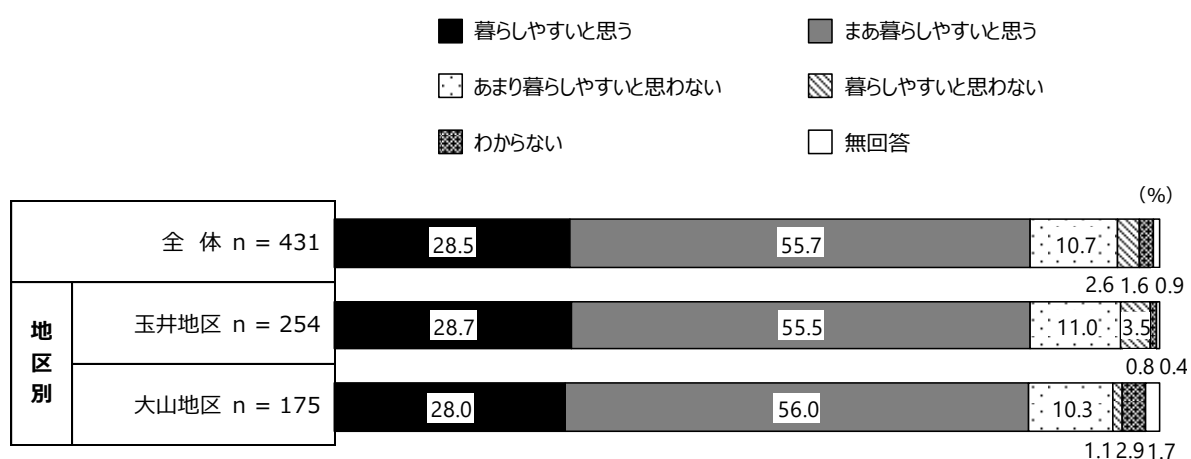
項目	内容
対象者	1,000人
対象者の選定方法	村にて住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	令和6年3月8日(金)～令和6年3月22日(金) ※集計には4月5日(金)までの回収票を含めた
調査方法	郵送調査
回収数(回収率)	回収数431件(回収率:43.1%)

(2)調査結果

①お住まいの地区の暮らしやすさ

お住まいの地区の暮らしやすさについて、「暮らしやすいと思う」「まあ暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすいと思う人』が84.2%、「あまり暮らしやすいと思わない」「暮らしやすいと思わない」を合わせた『暮らしやすいと思わない人』は、13.3%となっています。

【お住まいの地区の暮らしやすさ】

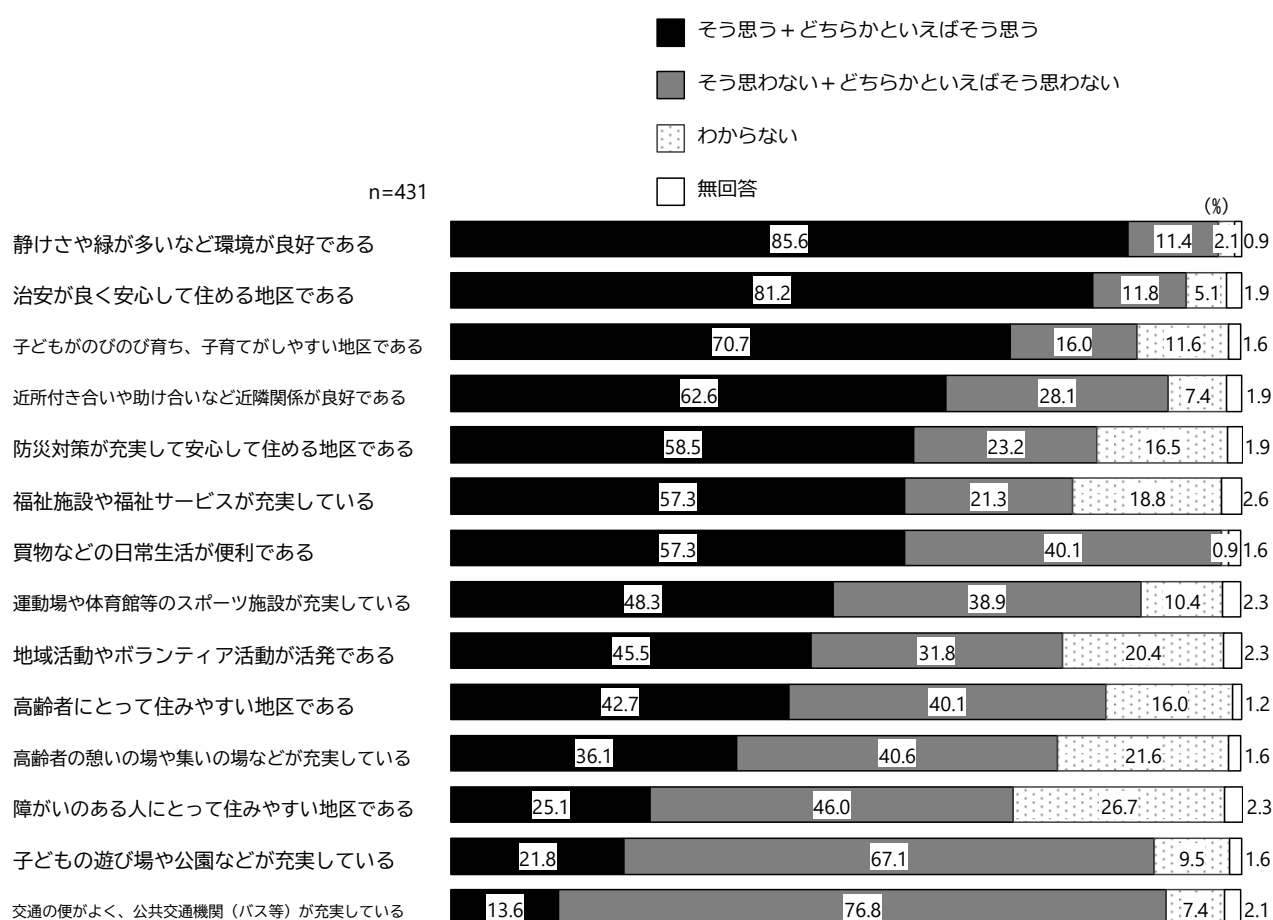


②お住まいの地区の評価

お住まいの地区の評価について、「静けさや緑が多いなど環境が良好である」が85.6%と最も高く、次いで、「治安が良く安心して住める地区である」(81.2%)、「子どもがのびのび育ち、子育てがしやすい地区である」(70.7%)となっています。

一方で、「交通の便がよく、公共交通機関(バス等)が充実している」(13.6%)、「子どもの遊び場や公園などが充実している」(21.8%)、「障がいのある人にとって住みやすい地区である」(25.1%)については、評価が低くなっています。

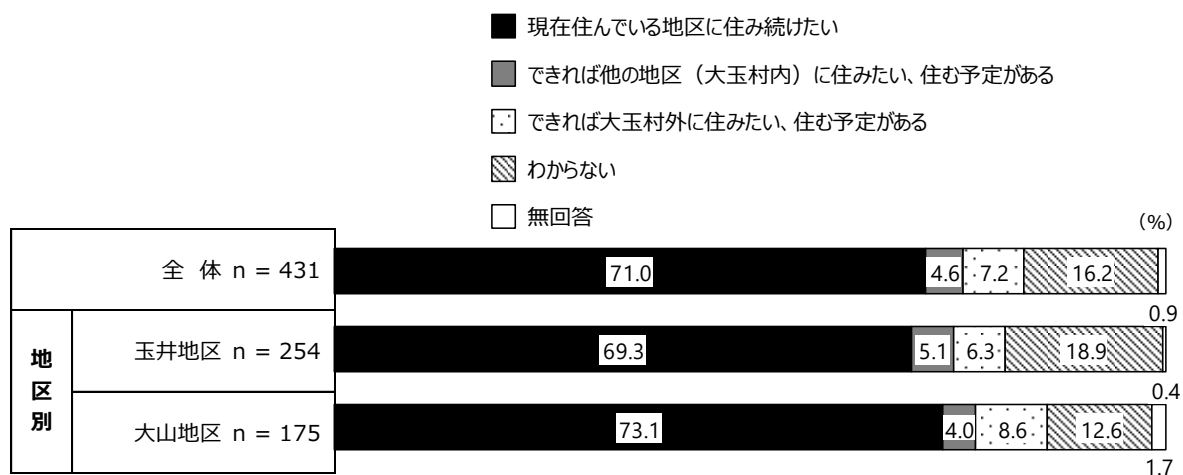
【お住まいの地区の評価】



③お住まいの地区での今後の定住意向

お住まいの地区での今後の定住意向について、「現在住んでいる地区に住み続けたい」が71.0%と最も高く、次いで「わからない」(16.2%)、「できれば大玉村外に住みたい、住む予定がある」(7.2%)となっています。

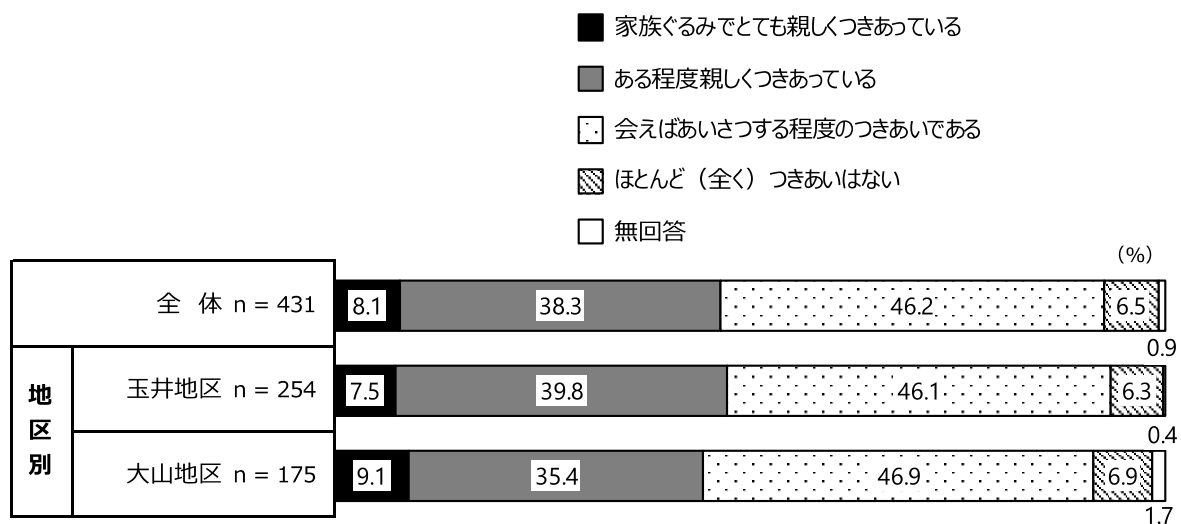
【お住まいの地区での今後の定住意向】



④近所付き合い

近所の付き合いについて、「会えばあいさつする程度のつきあいである」が46.2%と最も高く、次いで「ある程度親しくつきあっている」(38.3%)、「家族ぐるみでとても親しくつきあっている」(8.1%)となっています。

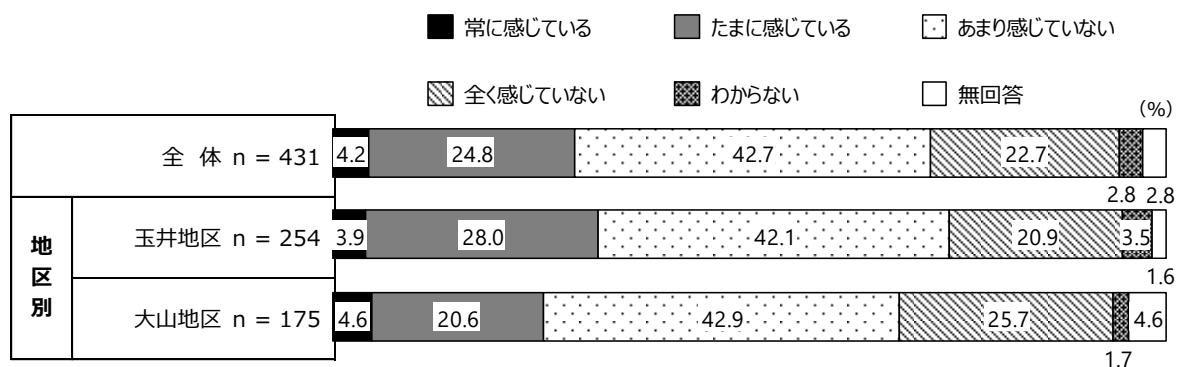
【近所付き合い】



⑤現在の生活における孤独感

現在の生活における孤独感について、「常を感じている」「たまに感じている」を合わせた『孤独感を感じている人』が29.0%、「あまり感じていない」「全く感じていない」を合わせた『孤独感を感じていない人』が65.4%となっています。

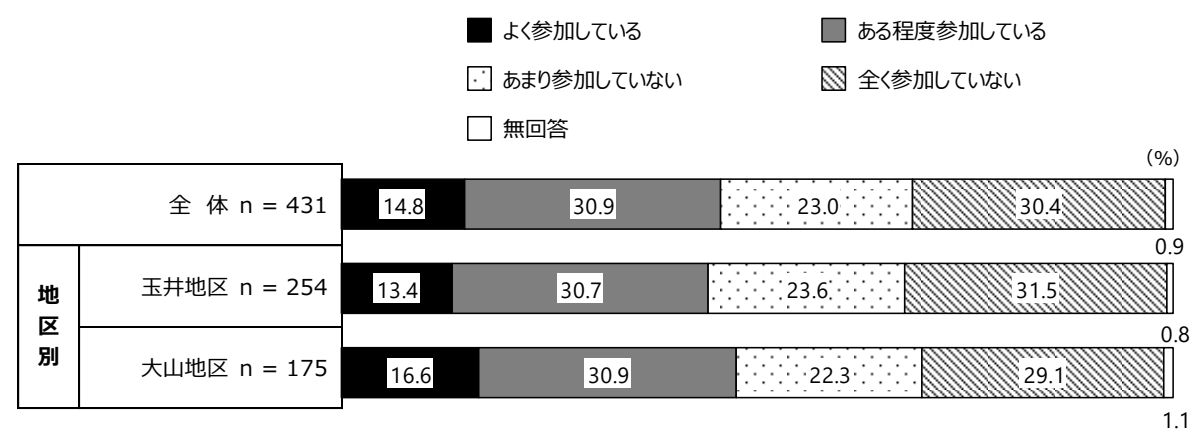
【現在の生活における孤独感】



⑥行政区の活動やボランティア活動等の地域活動への参加状況

行政区の活動やボランティア活動等の地域活動への参加状況について、「よく参加している」「ある程度参加している」を合わせた『参加している人』が45.7%、「あまり参加していない」「全く参加していない」を合わせた『参加していない人』が53.4%となっています。

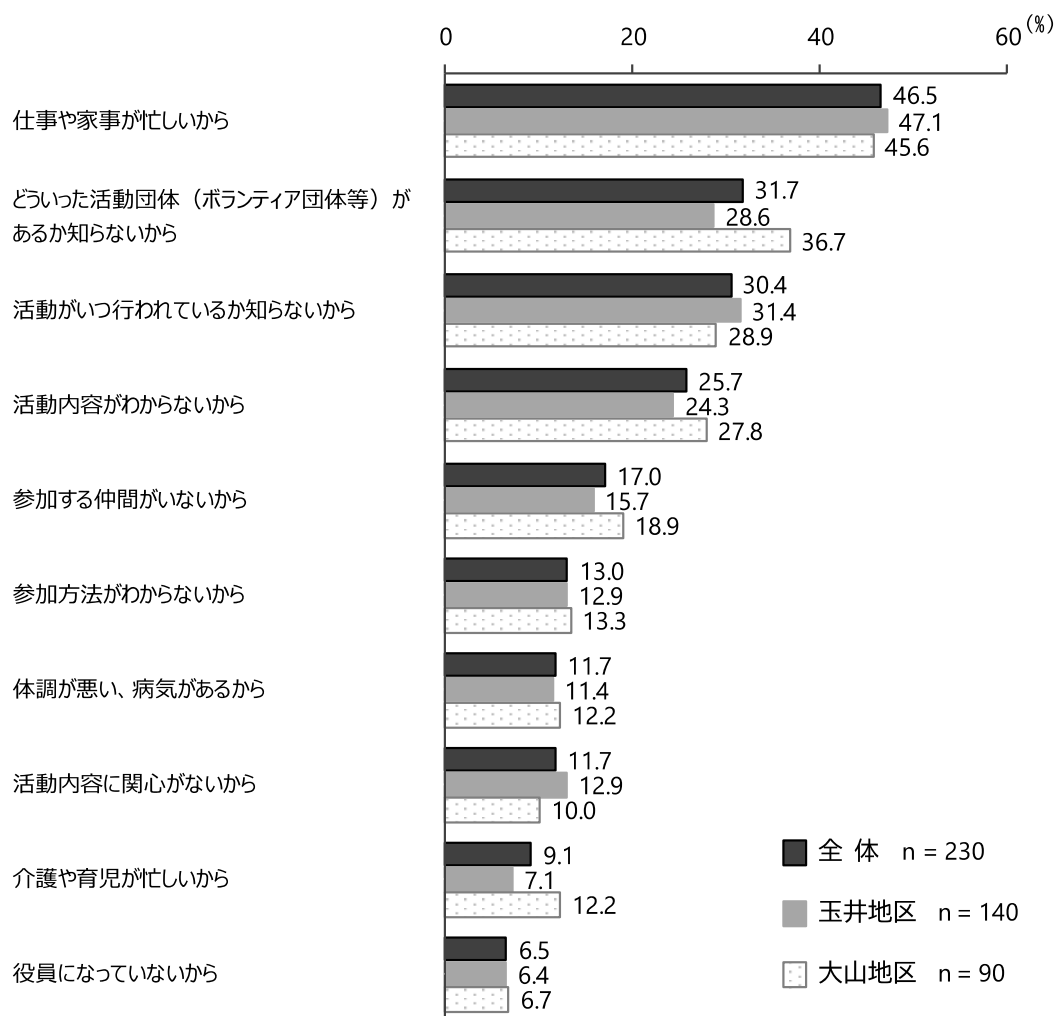
【行政区の活動やボランティア活動等の地域活動への参加状況】



⑦行政区の活動やボランティア活動等の地域活動に参加していない理由

行政区の活動やボランティア活動等の地域活動に参加していない理由について、「仕事や家事が忙しいから」が46.5%と最も高く、次いで「どういった活動団体(ボランティア団体等)があるか知らないから」(31.7%)、「活動がいつ行われているか知らないから」(30.4%)となっています。

【行政区の活動やボランティア活動等の地域活動に参加していない理由】

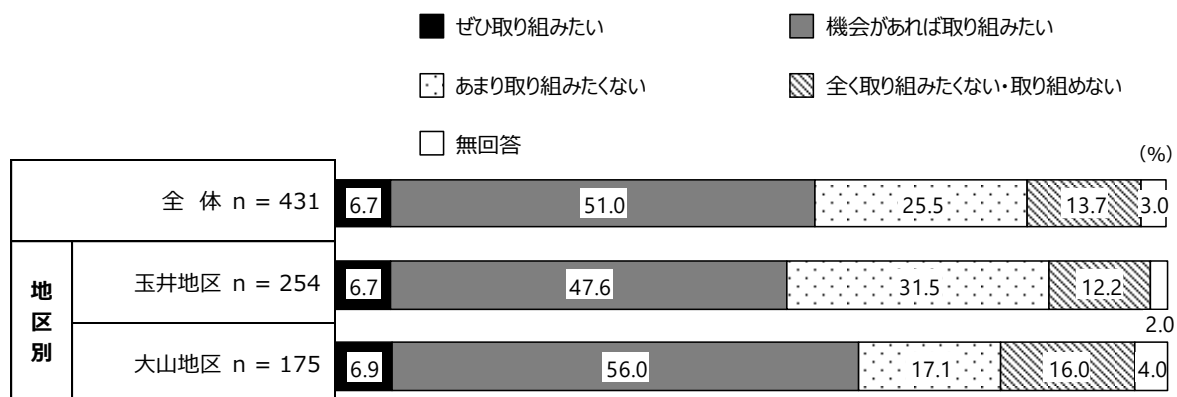


※上位10位まで掲載

⑧今後の地域活動の取り組み意向

今後の地域活動の取り組み意向について、「機会があれば取り組みたい」が51.0%と最も高く、次いで「あまり取り組みたくない」(25.5%)、「全く取り組みたくない・取り組めない」(13.7%)となっています。

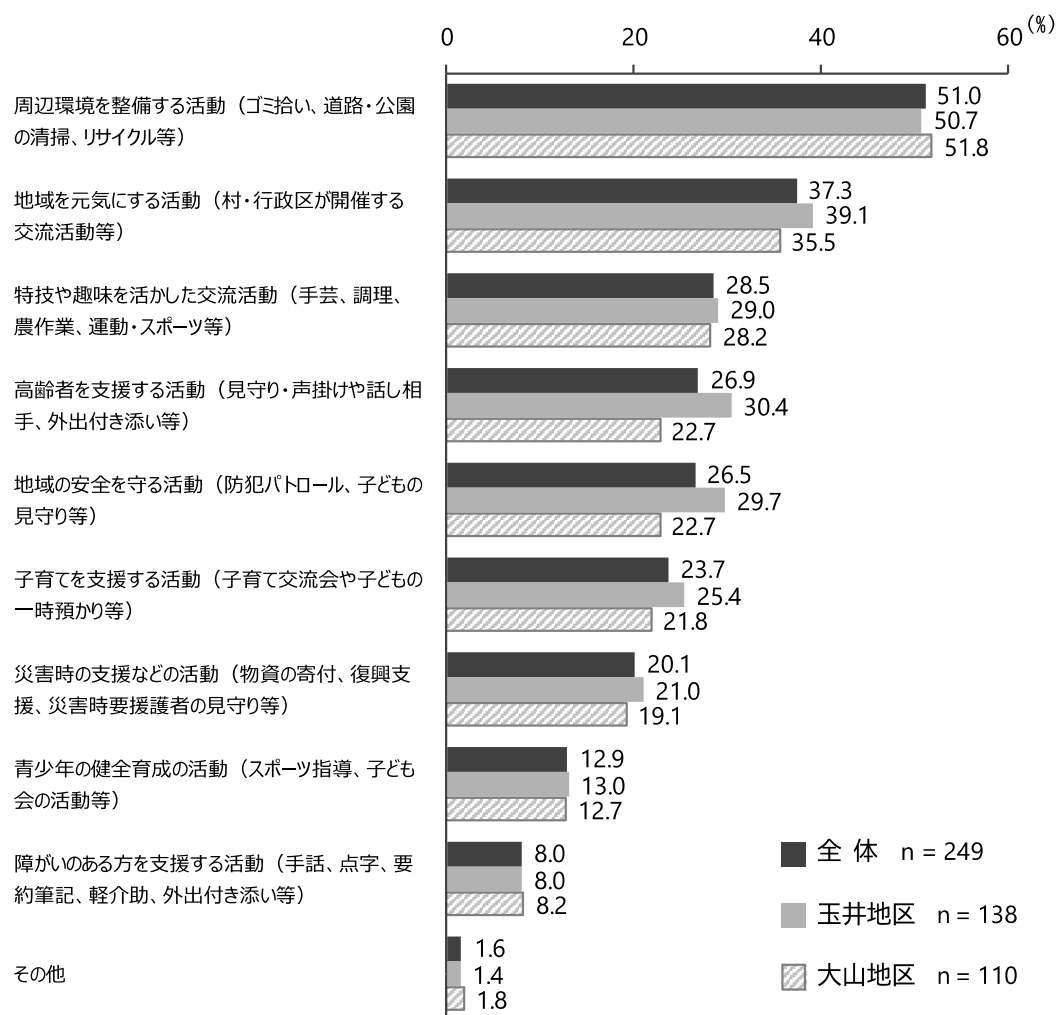
【今後の地域活動への取り組み意向】



⑨今後取り組みたい地域活動

今後取り組みたい地域活動について、「周辺環境を整備する活動(ゴミ拾い、道路・公園の清掃、リサイクル等)」が51.0%と最も高く、次いで「地域を元気にする活動(村・行政区が開催する交流活動等)」(37.3%)、「特技や趣味を活かした交流活動(手芸、調理、農作業、運動・スポーツ等)」(28.5%)となっています。

【今後取り組みたい地域活動】

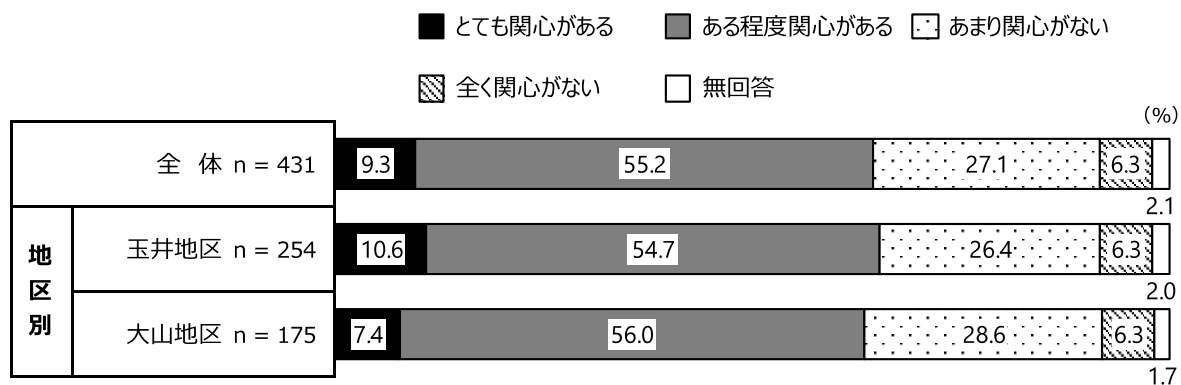


※上位10位まで掲載

⑩地域福祉に対する関心

地域福祉に対する関心について、「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある人』が64.5%、「あまり関心がない」「全く関心がない」を合わせた『関心がない人』が33.4%となっています。

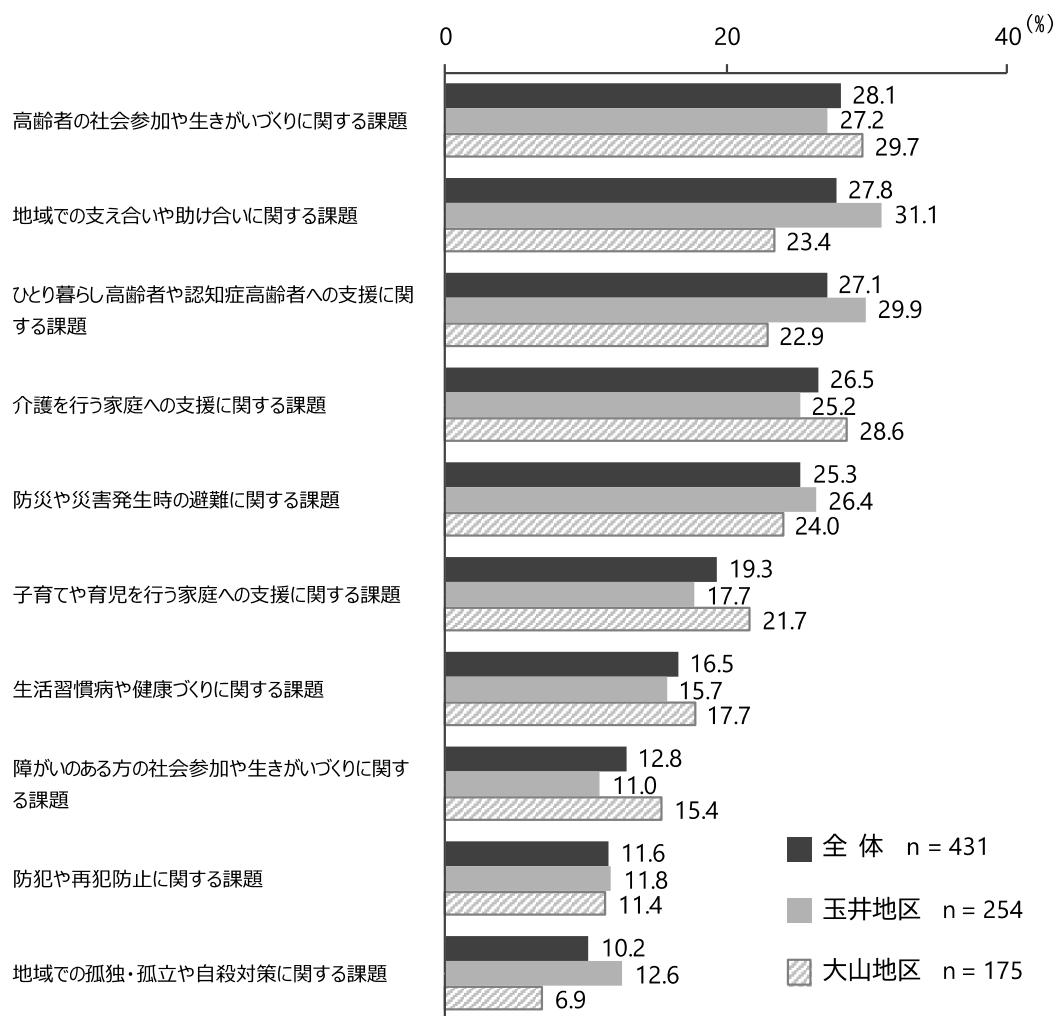
【地域福祉に対する関心】



⑪お住まいの地域にある地域課題

お住まいの地域や周辺環境にある地域課題について、「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関する課題」が28.1%と最も高く、次いで「地域での支え合いや助け合いに関する課題」(27.8%)、「ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援に関する課題」(27.1%)となっています。

【お住まいの地域にある地域課題】

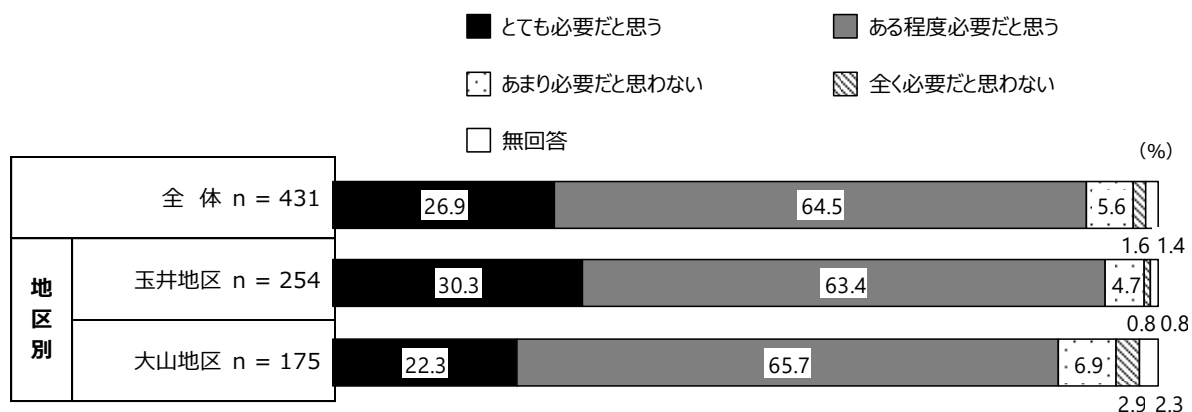


※上位10位まで掲載

⑫地域課題の解決に向けた住民同士の支え合い・助け合いの必要性

地域課題の解決に向けた住民同士の支え合い・助け合いの必要性について、「とても必要だと思う」「ある程度必要だと思う」を合わせた『必要だと思う人』が91.4%、「あまり必要だと思わない」「全く必要だと思わない」を合わせた『必要だと思わない人』が7.2%となっています。

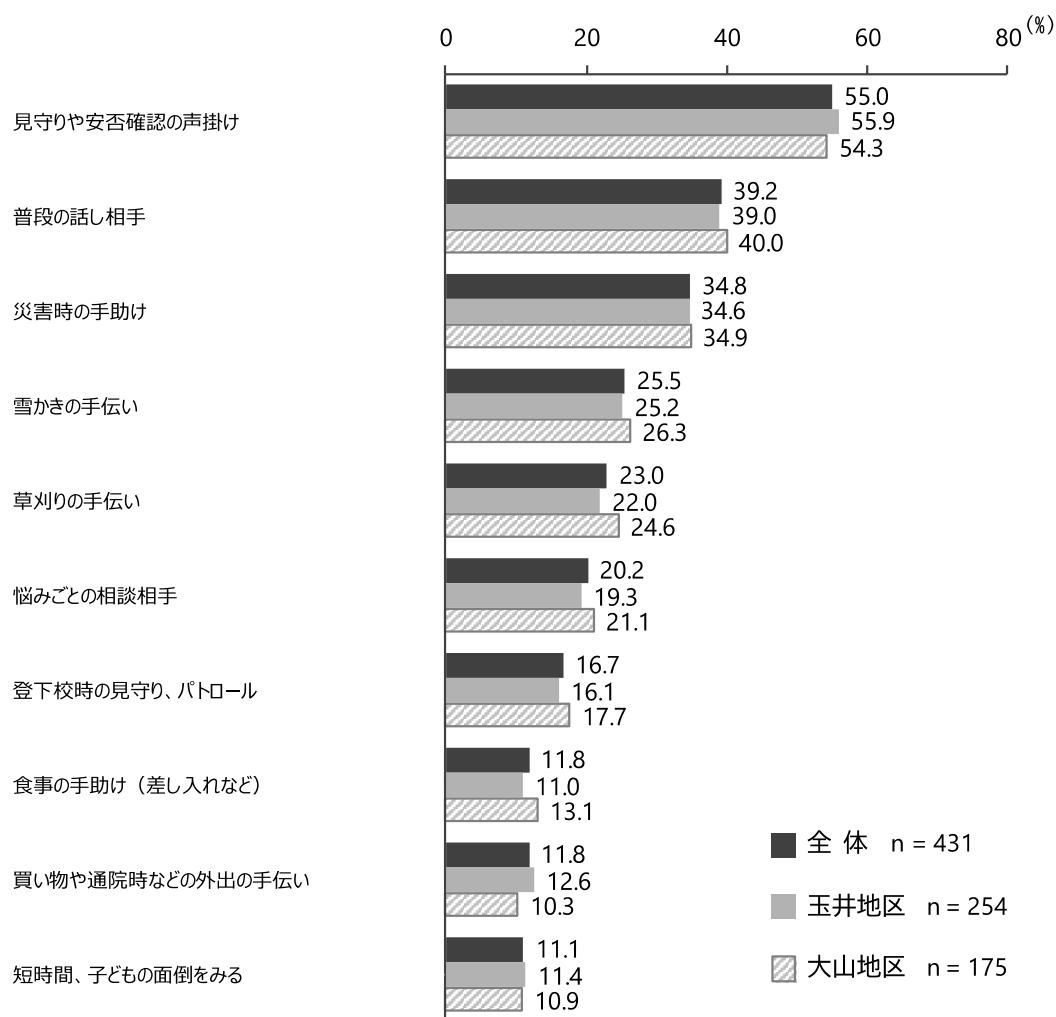
【地域課題の解決に向けた住民同士の支え合い・助け合いの必要性】



⑬隣近所や地域で困っている方に対してできる手助け

隣近所や地域で困っている方に対してできる手助けについて、「見守りや安否確認の声掛け」が55.0%と最も高く、次いで「普段の話し相手」(39.2%)、「災害時の手助け」(34.8%)となっています。

【隣近所や地域で困っている方に対してできる手助け】

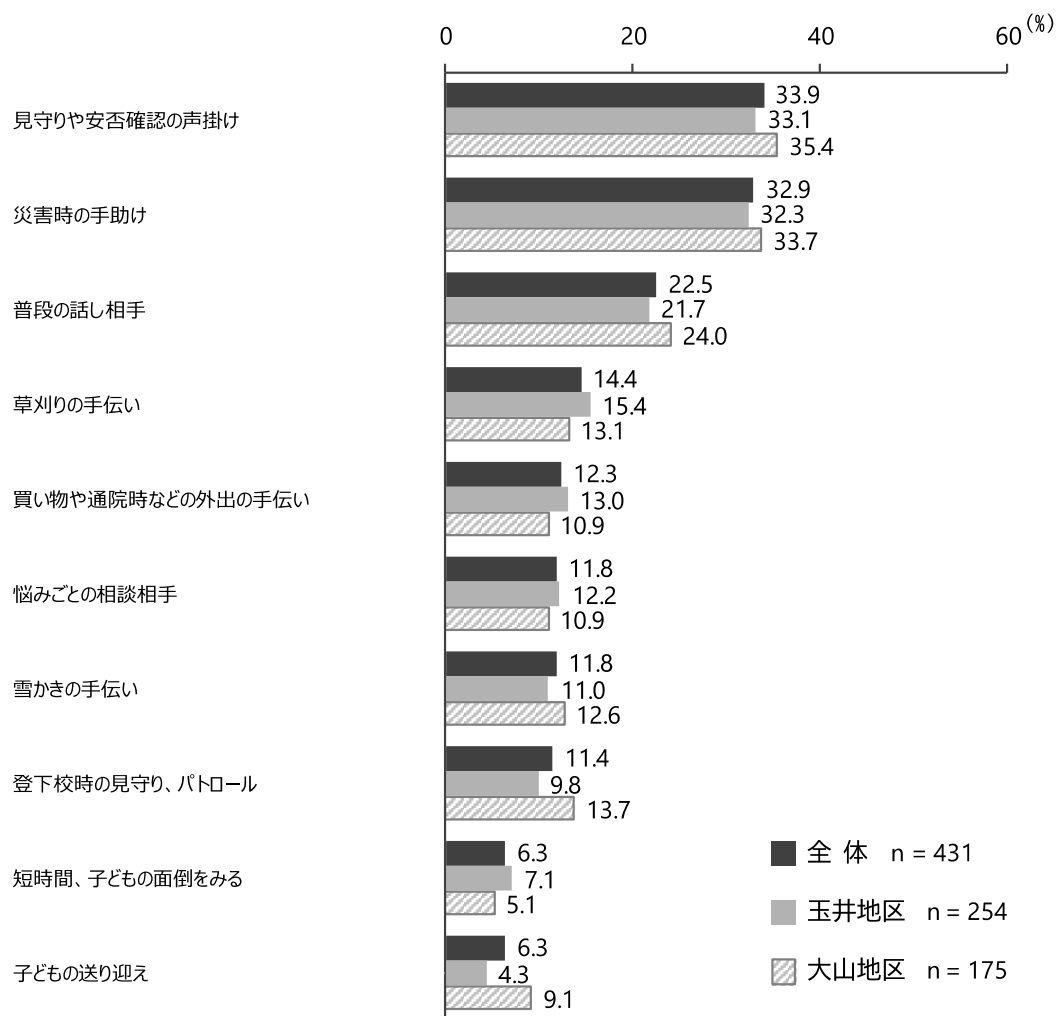


※上位10位まで掲載

⑭自身や自身の家庭が困っているときに、隣近所や地域の方にしてもらいたい手助け

自身や自身の家庭が困っているときに、隣近所や地域の方にしてもらいたい手助けについて、「見守りや安否確認の声掛け」が33.9%と最も高く、次いで「災害時の手助け」(32.9%)、「普段の話し相手」(22.5%)となっています。

【自身や自身の家庭が困っているときに、隣近所や地域の方にしてもらいたい手助け】

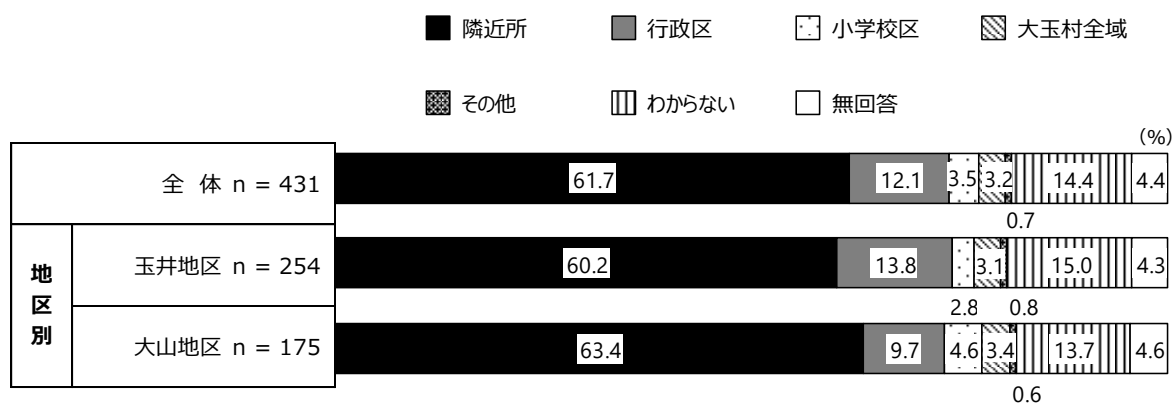


※上位10位まで掲載

⑮住民同士での自主的な支え合い・助け合いができると思う範囲

住民同士での自主的な支え合い・助け合いができると思う範囲について、「隣近所」が61.7%と最も高く、次いで「行政区」(12.1%)、「小学校区」(3.5%)となっています。

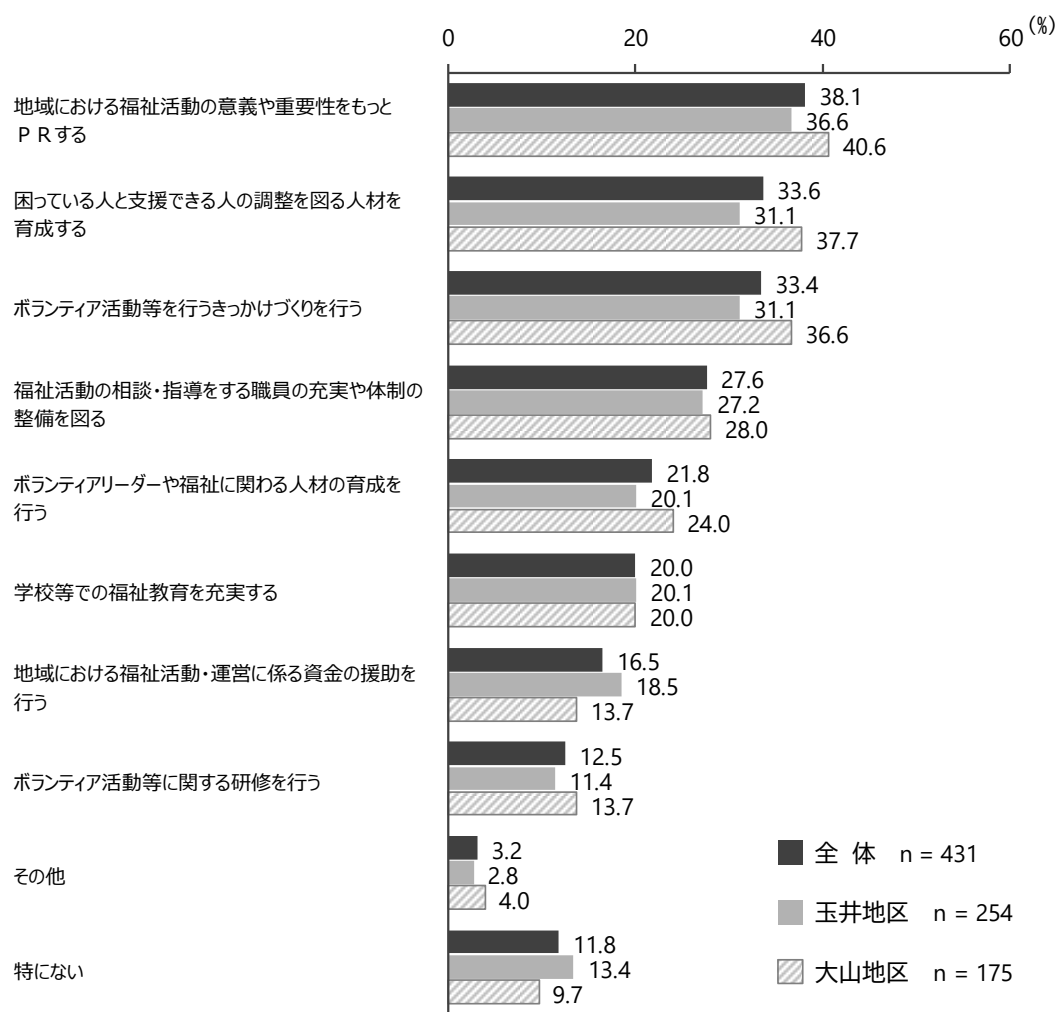
【住民同士での自主的な支え合い・助け合いができると思う範囲】



⑩地域における支え合い・助け合い活動を活発にするために重要だと思うこと

地域における支え合い・助け合い活動を活発にするために重要だと思うことについて、「地域における福祉活動の意義や重要性をもっとPRする」が38.1%と最も高く、次いで「困っている人と支援できる人の調整を図る人材を育成する」(33.6%)、「ボランティア活動等を行うきっかけづくりを行う」(33.4%)となっています。

【地域における支え合い・助け合い活動を活発にするために重要だと思うこと】

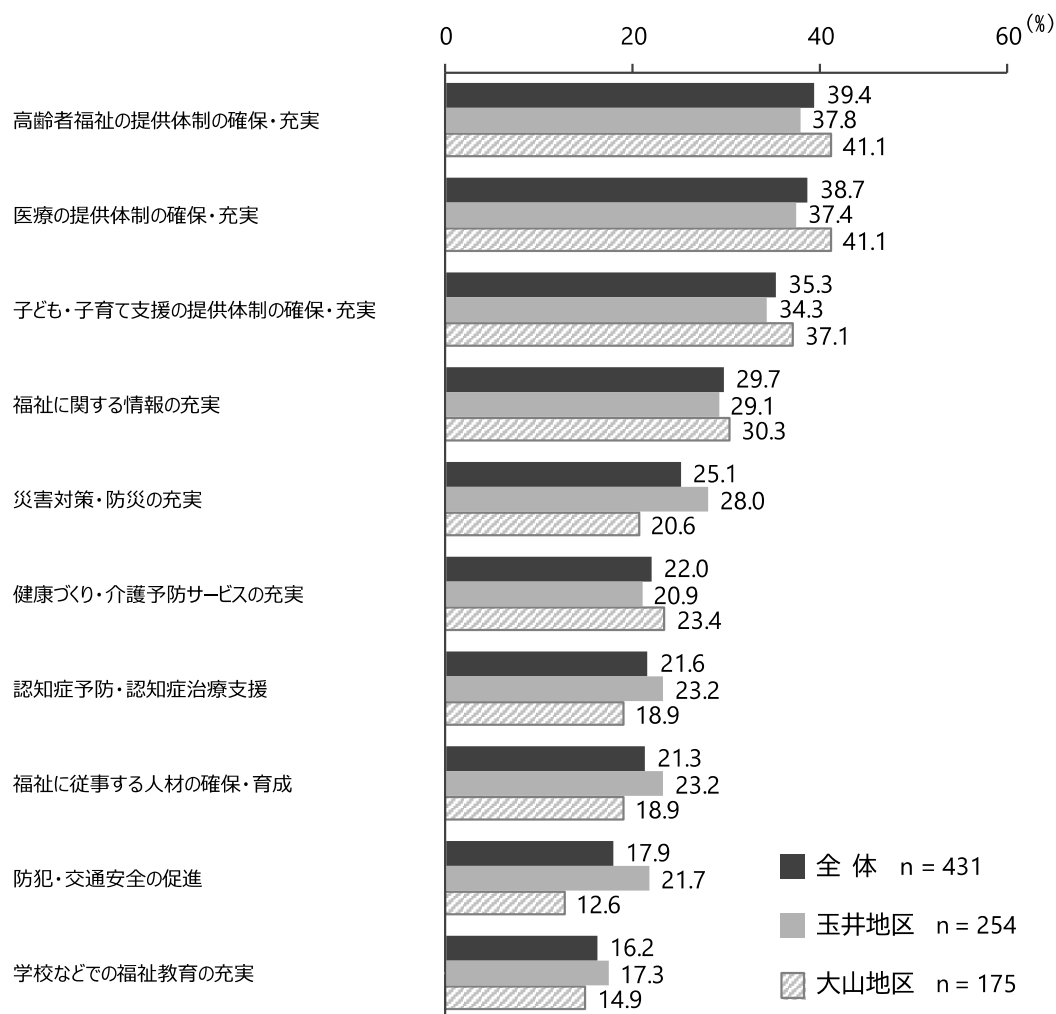


※上位10位まで掲載

⑰大玉村が今後地域福祉を推進する上で、優先的に取り組む必要があると思うこと

大玉村が今後地域福祉を推進する上で、優先的に取り組む必要があると思うことについて、「高齢者福祉の提供体制の確保・充実」が39.4%と最も高く、次いで「医療の提供体制の確保・充実」(38.7%)、「子ども・子育て支援の提供体制の確保・充実」(35.3%)となっています。

【大玉村が今後地域福祉を推進する上で、優先的に取り組む必要があると思うこと】



※上位10位まで掲載



3 地域福祉住民座談会からみる現状

(1) 調査概要

村民や地域における生活課題や地域福祉活動の実態、意向等を把握し、計画に反映するため、村民の声を直接お聞きする場として、地域福祉座談会を開催しました。

【開催日時・会場・参加者数の概要】

地区	開催日	時間	会場	参加者数
大山地区	令和6年 7月5日(金)	19:00～21:00	大山公民館	7人
玉井地区	令和6年 7月12日(金)		農村環境改善センター	15人
合計				22人

【大山地区】



【玉井地区】



(2)調査結果

①大山地区の結果

A グループ

○地域の良いところ

区分	主な意見
交流が盛ん	・家庭内での声がけを必ずしている ・子ども達の挨拶が徹底していて気持ちが良い
若年層の増加	・人口増加(10年前と比べて住民が増えている) ・若い世代が増えている
福祉サービス	・健康定期健診など公共福祉を利用して健康を保てる ・福祉に関するリーダーがいる
住みよい環境	・近くに商業施設がある
ボランティア	・ボランティアによる子どもの見守り隊がある
その他	・学校の近くや便利な場所に若い人が集中している

○地域で困っているところ・課題に感じているところ

区分	主な意見
地域内の交流	・新しい住宅が増えているが交流が少なくなっている ・若年層と高齢者の交流が悩ましい、難しい
ボランティア	・ボランティアという一部の特定の方々に頼ってしまっている ・子ども達の見守りはいつも決まった人になっている
交通整備	・免許返納者に対する対応が不十分 ・デマンドタクシーの使い勝手が悪い(現状2台では足りない)
その他	・集える場としての集会所がない ・人手不足で運転手がいらない



○重点課題と解決策

重点項目	視点	主な意見
地域の交通整備	個人や家族	・送迎をお願いできる仲間を増やす
	地域	・有償ボランティア
	行政	・他市からの巡回バスで大玉村まで回ってほしい
地域内の世代間交流	個人や家族	・子どもを中心とした結束
	地域	・子ども会、婦人会を開催する
	行政	・子どもを集めるイベントをする
地域のボランティア	個人や家族	・ボランティアに積極的に参加する
	地域	・各集会所をベースとして活動を行う
	行政	・地域のイベントを運営するリーダーの確保

○目指すべき地域の将来像

それぞれの人と人とのつながりにより楽しく笑顔で暮らせる村

②玉井地区の結果

A グループ

○地域の良いところ

区分	主な意見
住み良い村	・他町村からは住み良い評価がされている ・高齢化率が低く、年少人口の割合が高い
地域交流	・地域の話し合いが良い ・サロン、元気づくり体操などのふれあいができている
文化	・歴史・文化財が他に比べて多い（馬場桜、玉井神社など）
防災	・災害が少ない

○地域で困っているところ・課題に感じているところ

区分	主な意見
高齢者・ 独居問題	・一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えている ・高齢者のゴミ出し問題
少子化問題	・子どもの数が少なくなっている ・若い人の付き合いがない
地域のコミュニ ケーション	・地域のつながりが少なくなっている ・昔からの行事が減っているが代われる行事がない
地域の安心・ 安全	・交通、生活安全のための対策が必要 ・デマンドタクシーが使いづらい
その他	・村内に病院がない ・働く場がない



○重点課題と解決策

重点項目	視点	主な意見
地域のコミュニ ケーション	個人や家族	・若い世代が進んで参加する
	地域	・地域行事を企画し集まる機会を多くする
	行政	・集会所の環境整備（トイレ、エアコン、バリアフリー）
高齢者問題	個人や家族	・認知症カフェやサロンに参加していく（家族の応援）
	地域	・孤立しやすい老人への声掛けが必要
	行政	・高齢者の見守り体制（支援体制）をつくる
地域の 安心・安全	個人や家族	・一人ひとりが防犯に気を付ける
	地域	・自主防災などの組織化によって地域の安心・安全をつくる
	行政	・防犯灯の設置

○目指すべき地域の将来像

一人ひとりが楽しく安心・安全に暮らせる地域づくり

B グループ

○地域の良いところ

区分	主な意見
近所付き合い	・挨拶ができる ・近所同士の仲が良い
自然環境	・自然環境が良い ・自然災害がほばない
子ども問題	・子ども同士の仲が良い ・子どもの数が多い
その他	・デイサービスの質が良くなった

○地域で困っているところ・課題に感じているところ

区分	主な意見
人口減少問題	・高齢者多い ・子どもが地元に戻ってこない
働く場	・働く場がない
環境問題	・急な坂道がある
ゴミ問題	・ゴミの分別が出来ていなくてゴミステーションに残っている

○重点課題と解決策

重点項目	視点	主な意見
人口減少問題	個人や家族	・子どもの見守り等住みやすい地域に
	地域	・地域に会社、仕事場を増やす
	行政	・行政が企業を引っ張ってくる
近所付き合いの問題	個人や家族	・一人暮らしの高齢者へ声がけ
	地域	・見守りの充実
	行政	・高齢者対応の防犯ブザー
自然環境維持の問題	行政	・村の管理を徹底してほしい

○目指すべき地域の将来像

現在の良い所を残し、特に農地の保全を目指す
農業を志す人を育成する



C グループ

○地域の良いところ

区分	主な意見
近所付き合い がいい	・近所での会話ができています ・地域の女性のつながりがある（ふれあいセミナー等）
高齢者が元気	・どこに行っても高齢女性が多く集まる ・老人クラブで地域の清掃や花植えを積極的に実施している
環境がいい	・自然が多い ・景観が良い
子どもが元気に 挨拶	・子ども達が元気に挨拶できる ・気軽に挨拶できる
その他	・防災無線で色々報告してもらうので助かる ・ポイ捨てのゴミが少なくなった

○地域で困っているところ・課題に感じているところ

区分	主な意見
新しい人との 交流	・役員の順番がきても、仕事で出来ないと断られる ・新しく来て家を建てた人が、組に入らない
地域活動への 参加	・区、または集落から抜けてしまう人が多い ・幅広い年齢層で顔が見えない
社会福祉	・障がい者が一生安心して暮らせるグループホームや入所施設が 少ない
道路環境	・道路の舗装が悪い ・道路が狭い
少子化	・1区は小学生（子ども）が非常に少なくなっている ・10区は子ども達が少ない
空き家対策	・空き家が増えている ・空き家の生垣が伸び放題
公園整備	・村民が皆で使える公園が必要 ・公園で遊ぶ声がうるさい
その他	・高齢者の買い物支援 ・ゴミ分別ができない人がいる



○重点課題と解決策

重点項目	視点	主な意見
地域活動への 参加	個人や家族	・若い人たちの参加を勧める
	地域	・行事、イベントを増やす
	行政	・活用できる制度をもっと広く知らせてほしい
新しく村へ来 た人たちの 交流	個人や家族	・挨拶から始め、会話を増やす
	地域	・子ども達のイベントを通して交流をはかる
	行政	・子ども達のイベントを増やし、集まる機会を増やす

○目指すべき地域の将来像

困っている人が気軽に声を上げ、助け合いのできる村づくり

4 関係団体へのヒアリング調査からみる現状

(1) 調査概要

地域福祉に関係する団体の現状や課題、意向等を把握し、計画に反映するため、ヒアリング調査を実施しました。

【開催日時・会場・調査対象の概要】

開催日	時間	会場	調査対象
令和6年 6月10日(月)	10:30~12:00	大玉村役場 2階 第1委員会室	・かあちゃん弁当の会 (ボランティア団体) ・社会福祉協議会
	13:30~15:00		・老人クラブ連合会 ・民生児童委員協議会 ・百笑元気の会(協議体)

(2) 調査結果

①福祉に対する意識の醸成

○福祉の本質は他人の困り事を自分のこととして受け止めることだが、現代では関わるのが難しくなっている。核家族化や地域の繋がりの弱化、個人情報保護の問題が影響している。

○子どもの虐待などに関しても、家庭環境に踏み込むことへの躊躇があり、トラブルや逆恨みを恐れて関わりづらい。福祉意識の醸成には、広報や教育が重要であり、小中学生への福祉教育が必要とされている。

○認知症サポーター講座では、子ども達に高齢者への声かけを教えるが、実際には「見て見ぬふり」をする傾向がある。学校では知らない人に声をかけないよう教育されており、福祉の考え方と相反している。

②ボランティアや NPO 活動等の支援と担い手の確保・育成

- 地域活動やボランティアが縮小している背景には、生活や仕事の優先度が高く、定期的な参加が難しいことがある。リタイア後の参加も60歳以上が多く、65歳や70歳まで働く人も増えている。ボランティアの維持には広報が重要であり、具体的なアイデアを検討していく必要がある。
- 国の財政が厳しくなった場合、介護や保険、年金が制限される可能性があり、地域での見守りや支え合いが課題となるが、地域福祉活動は高齢者が高齢者を見る形になっている。ボランティアやNPOなどの人づくりの視点が欠けており、ボランティア活動の啓発や育成が重要である。
- 「かあちゃん弁当の会」は高齢化に伴い会員が減少しており、若者の参加も少なく、ボランティアの負担が増加している。退職後に参加する人が多く、60代が最も若い世代である。会員減少の理由には、配偶者の体調不良や自身の健康問題がある。若者はボランティアに参加する余裕がなく、新規会員の確保が難しいため、広報活動の強化が必要である。健康ポイント事業や中学生のボランティア参加など、活動の認知度向上を図る取り組みが行われている。「かあちゃん弁当の会」は見守り活動にも貢献しており、後継者問題を含め、活動の維持と発展が課題である。

③地域交流の場や機会の充実

- 核家族化が進行し、高齢者の独居世帯が増え、地域行事や隣組の活動が衰退している。新しく地域に入った人の中には隣組に参加しない人もおり、隣組の存続が危うくなっている。
- 子どもが少なくなり、子ども会や家族ぐるみでの行事ができなくなっている。少子化やコロナ、原発事故の影響で、地域の繋がりが弱くなっている。
- 隣組やコミュニティでの関わりを通じて、高齢者や困っている人々の情報を共有する仕組みが必要である。少子高齢化の現実を踏まえ、地域福祉の役割を再検討する必要がある。
- 高齢者は若い人に迷惑をかけたくないと遠慮がちであり、新興住宅の住民は元からいる住民と交流できておらず、新旧住民がお互いに壁を作っている。「必ず集落づきあいをする」という考え方は、新しい住民や若い人には面倒と思われるため、自由に選択できる部分が必要である。一方で、集落づきあいを行うことで、新しい住民が孤立しないようにすることも重要である。
- 隣組の組長の順番を回す際に都合がつかない場合でも、順番を変えることが許されず、これが村外への住民登録移動の原因となっている。若い人に役職を引き受けてもらうためには説得が必要で、なかなか引き受けてもらえない。組長を引き受けることで住民同士の繋がりができるため、役職の重要性を理解してもらうことも必要である。
- 地域福祉を支えるためには、組や区の基本単位の見直しが必要で、祭や集会などの実績を作ることが重要である。
- 原発事故後の避難民に対する福祉が行われているが、交流の場が少なく、避難民が寂しさを感じている。村外からの避難民を老人クラブに誘い、7人が入会して非常に喜んでいる。

④高齢者、障がい者、子ども等への支援体制の強化

- 地域福祉計画は、赤ちゃんから高齢者、障がい者まで幅広い対象を含む総合的な計画であり、地域で弱い立場の人々をどう支えるかが重要である。
- 妊産婦への支援が必要であり、家事や育児のサポートが求められている。核家族化が進む中で、妊産婦が精神的に大変な状況に追い込まれることがある。
- ファミリーサポートセンター事業は、保育所や児童クラブが充実しているため需要が少なく、日曜・祝日の対応が課題である。また、会員登録制度が機能しておらず、報酬が少ないため応募が低調である。
- 高齢者に対する施策では、ハード面だけでなく、会話の機会づくりやイベントの実施などソフト面の整備も重要である。
- 高齢者の交通手段が限られており、デマンドタクシーやバスの運行が不便である。オンライン診療や移動販売の充実が求められており、高齢者向けにスマホの使い方を教える場所も必要と考える。
- フードバンク事業は生活困窮者への緊急的な食料支援を目的としているが、その趣旨が利用者に十分に伝わっていない。利用者には子育て世代や若い世代が多く、支援者と被支援者が一緒に自立を目指す仕組みが必要である。
- 子どもたちが安心して遊べる公園が少なくなっており、子ども同士の繋がりも減少している。居場所づくりは、行政の手があまり行き届かない部分であり、地域の中で高齢者や子どもたちの居場所が必要である。高齢者から子どもまで誰でも自由に出入りできる場所が必要である。
- 地域の絆を強化するために、子ども同士や親たちが顔を合わせる機会を増やし、老人会との交流や地域行事の実施が重要である。これにより、若い人たちの協力も期待できると考える。

⑤生活環境の整備

- 大玉村では新興住宅地が増える一方、中山間地域では過疎化が進み、農地が荒れ放題になっている。農業が儲からないため、農家が農業を辞め、後継者も郡山や福島に出ていってしまうことで、地域の繋がりが失われている。村を二極化させず、全体的に発展させる必要がある。

⑥生活困窮者への支援体制の充実

- 子どもの親から、幼稚園や学校で使うリュックや学用品、制服を貰えないかと相談を受けることが多い。見た目には普通でも、困っている若年夫婦と子どもの世帯が多い。困っていることを社会福祉協議会や役場に言えない現実がある。児童委員が社会福祉協議会に繋いだり、ファミリーサポートセンターが不用になったリュックを困っている人に回す取り組みをしている。いらなくなった学用品や備品を寄付してもらい、それを欲しい人に渡す仕組みが必要だが、在庫を預かる場所が必要である。

⑦防犯体制の充実

- 村内では会社のトラックの盗難や東部ふれあいセンターの網戸の持ち去り、寺の賽銭箱荒らしなどの事件・犯罪が多発している。これに対し、防犯カメラを主要道路などに設置することで、事件・犯罪の発生を抑止する効果が期待できるため、防犯カメラを整備してほしい。

⑧権利擁護・成年後見制度の推進

- 権利擁護に取り組むためには、他の市町村との連携を含めて検討し、事業展開を検討すべきである。

⑨虐待の防止

- 個人情報保護法の影響で、行政が個人情報を提供しにくくなっており、子どもの虐待情報も主任児童委員に届かず、行政内で止まっている。情報を限定的に共有することで、より良いアイデアや方法が生まれる可能性があるため、情報共有の柔軟性を高めるべきである。

⑩情報提供の充実

- 情報が住民に伝わっているか不明確である。各団体が各々に情報提供しており、共有ができていない。行政が事業として取り組んでいるものを、ネット検索などによってすぐに見られるようにするなど、情報を整理する必要がある。
- 行政の情報や身近な情報を、もっと共有できるような体制が必要である。アナログなものであれば、瓦版のようなものでよい。また、情報を一方的に提供するだけでなく、SNSのように双方向で情報発信ができることが望ましい。住民が、地域活動や行政の活動に参加していけるようにすることが重要である。

⑪相談支援体制の充実

- 村民が窓口でたらい回しにされることがあり、地域福祉に関する窓口が不明確である。住民がどこに相談すればよいか分かるよう、困ったことがあれば気軽に相談できる環境を整える必要がある。
- 行政や社会福祉協議会の相談体制はあるが、利用者が少ないと感じる。相談に来るのを待つのではなく、もっと利用しやすくする方法を考える必要がある。教育委員会の生涯学習課では、スマホを使って、困りごとや子育ての相談を受け付ける体制が整っている。直接訪問しなくても相談できるようになったことで、相談しやすくなっていると思う。このように、スマホなどの現代の機器の活用も検討すべきである。

⑫多機関協働の体制整備

- 生活支援体制整備事業により、生活支援コーディネーター(SC)が情報発信の仲介役となり、情報共有の環境を整えることが重要である。SCがサロンや民生児童委員協議会、老人クラブの活動を通じて村民と協力し、問題解決のヒントを見つけることが期待されている。
- 各地区の集会場で月1回のサロンを行っているが、メンバーの固定化や高齢化が進み、参加が難しくなっている。各地区の集会所をもっと気軽に利用できる仕組みづくりが求められている。
- 各団体が活動しているが、連携が弱く、情報共有が不足している。各団体の連携を強化し、情報共有体制を整えることが必要である。郵便局やJAなどの企業との連携も有効であり、社会福祉協議会がリーダーシップを取ることが求められる。

5 大玉村の地域福祉の推進における主な課題の整理

統計データや村民へのアンケート調査、住民座談会、関係団体へのヒアリング調査等を踏まえ、大玉村の地域福祉の推進における主な課題を以下のとおり整理しました。

(1)福祉に対する意識の醸成

地域福祉活動の意義や重要性のPRが不足しており、住民の意識向上が必要です。福祉活動への関心を高めるための啓発活動が求められます。

(2)ボランティアや地域活動への参加促進

ボランティア活動の参加率が低く、担い手の確保が難しい現状があります。活動のきっかけづくりや情報提供の強化が必要です。また、地域活動への参加率も低く、特に若年層の参加が少ないことが問題です。地域活動の意義をPRし、参加しやすい環境を整えることが求められています。

(3)支え合いの仕組みの強化

支え合いや助け合いの仕組みが十分に機能しておらず、特定の人々に負担が集中しています。また、要支援・要介護認定者数も増加しており、住民同士の支え合いが重要です。

(4)高齢者の増加と孤立への対応

高齢者世帯が増加し、特にひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増えています。これに伴い、孤独感を感じている住民が一定数存在しています。見守りや安否確認の声掛けを推進し、高齢者の社会参加や生きがいづくりの活動を増やすことで、孤立を防ぐ取り組みが必要です。

(5)子どもたちが安心して生活できる環境の整備

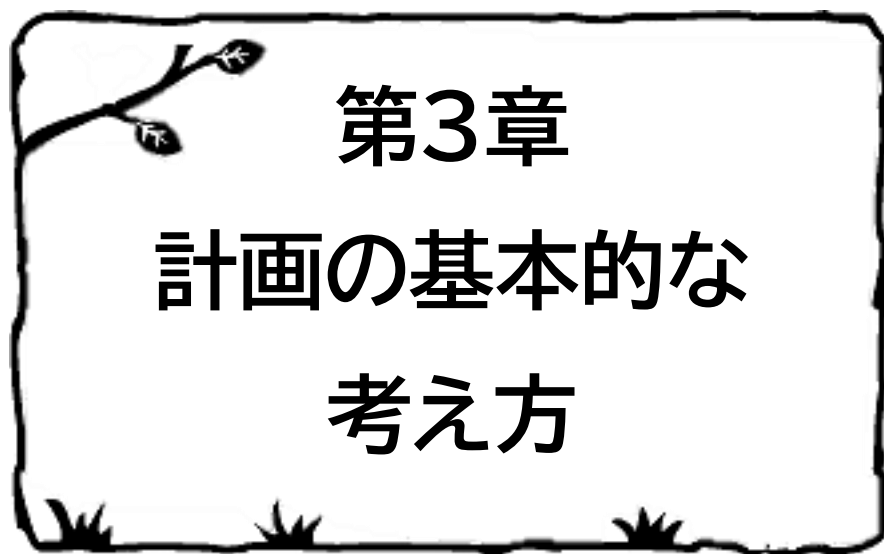
全国的に少子高齢化が進行している中、本村では子ども人口(0～17歳)が増加しています。子どもにとって住みやすく、安心して子育てができる村となるよう、子どもの見守りや児童虐待への対応等が必要です。

また、子どもを中心としたイベントの開催等を通し、地域住民の交流を促す取り組みが求められています。

(6)高齢者や障がい者などが安心して生活できる環境の整備

公的な福祉サービスだけでは、住民が抱える生活課題に応えることが難しい状況になっています。見守りや声掛け、日常の話し相手等、地域住民主体による、支援活動が求められています。

また、交通の便が悪いと感じる住民が多く、公共交通機関の充実が求められています。特に、免許返納者への対応が課題となっており、デマンドタクシーの利用促進等、地域公共交通の整備が必要となっています。



第3章

計画の基本的な 考え方

1 基本理念

近年、人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加のほか、価値観やライフスタイルの変化等によって、地域におけるつながりが弱まり、助け合いや支え合いの機能が低下しています。

人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも、誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースや、8050 問題やダブルケア等、複雑化・複合化した課題が浮き彫りとなっています。

その中にあっても、誰もがいきいきと安心して暮らすことができる村を目指すためには、特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、「我が事」として捉え、行政だけではなく、個人や地域など、多様な主体による助け合い・支え合いの取り組みが必要です。

人々が地域において様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、そして、地域共生社会の実現に向け、本計画の基本理念を「誰もが地域で支え合いながら、いきいきと安心して暮らせる村」とし、地域福祉の取り組みを推進していきます。

誰もが地域で支え合いながら、いきいきと安心して暮らせる村



2 基本目標

基本理念である「誰もが地域で支え合いながら、いきいきと安心して暮らせる村」を目指すため、4つの基本目標を設定いたします。

基本目標1 みんなで支え合いつながり合う人・活動づくり

地域福祉を進めるためには、地域住民がお互いに支え合い、つながり合うことが重要です。

全ての住民が「福祉は全ての人に関わる問題である」という認識を持ち、主体的に活動することができるよう、子どもから大人まで、幅広い層の福祉意識を高め、地域で活躍できる人材を育成し、住民が地域活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。

お互いに助け合うことの大切さを広め、福祉の心を育むことで、地域全体で助け合い、支え合うことができる村を目指します。

基本目標2 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

住民がいきいきと健やかに暮らしていくためには、健康づくりや社会参加・生きがいづくりの推進が重要です。また、高齢者や障がい者、子どもなど、全ての住民が安心して生活できる環境を整えることが求められます。

適度な運動や社会活動により、健康寿命を延伸することや、全ての人々が生活しやすい環境を整えることで、住民がいきいきと健やかに暮らしていくことができる村を目指します。

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり

誰もが安心して暮らしていくためには、まずは防災・防犯体制の充実が不可欠です。災害時の支援体制や地域におけるパトロールの強化など、安全対策を徹底することが求められます。また、生活困窮者やひきこもりの方への支援体制の強化も重要です。

地域において、困難を抱える方や誰にも助けを求められずにいる方など、誰もが安心して暮らすことができる村を目指します。

基本目標4 地域福祉を推進する体制づくり

地域福祉を推進するためには、公的な福祉サービスのほか、地域における福祉活動の情報提供に努めることが重要です。また、相談者の属性や世代に関わらず、相談を受け止め、各支援機関が円滑な連携のもと支援する体制を整えることが求められています。

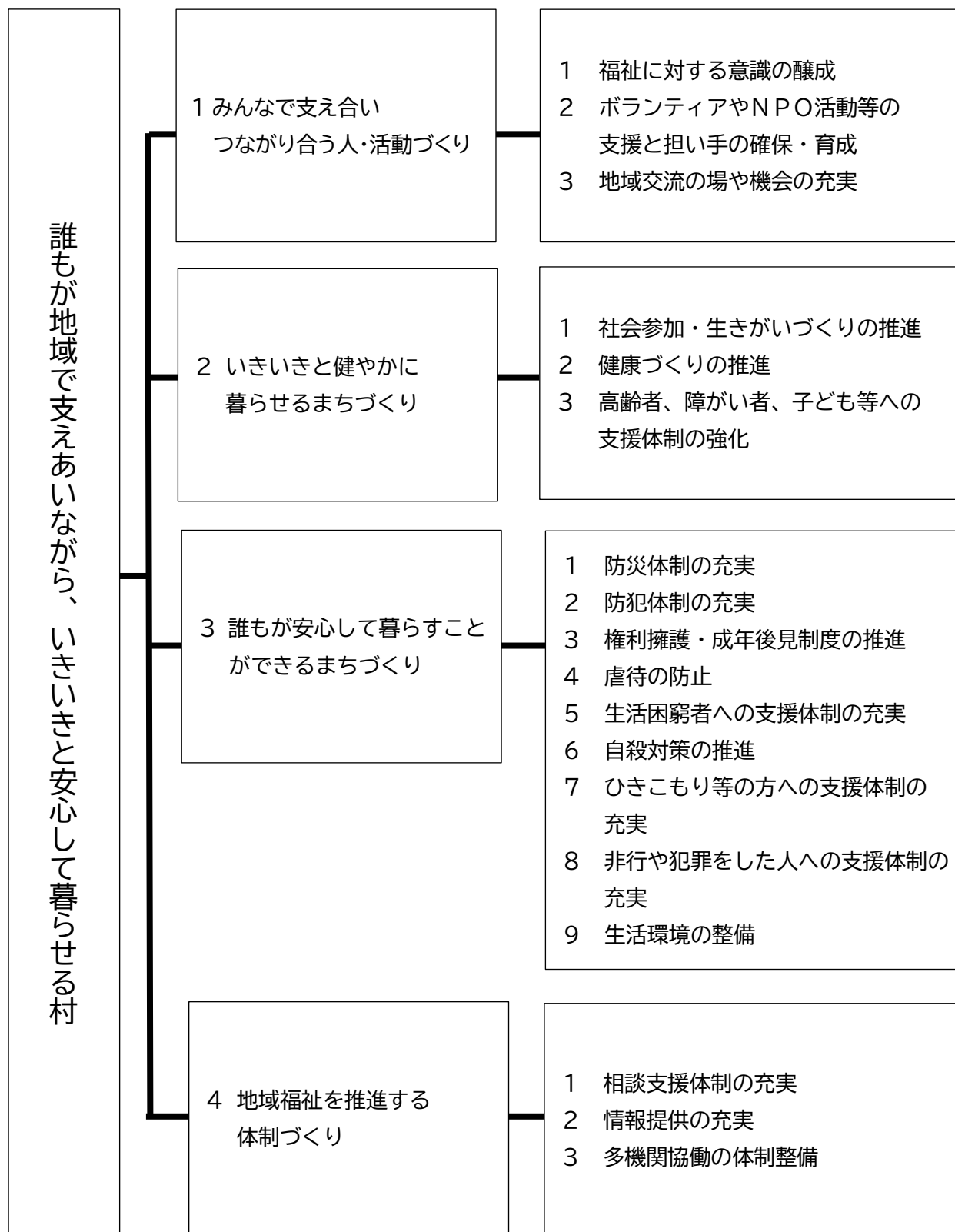
多機関協働で、推進する体制を整えることにより、地域福祉の推進を図ります。

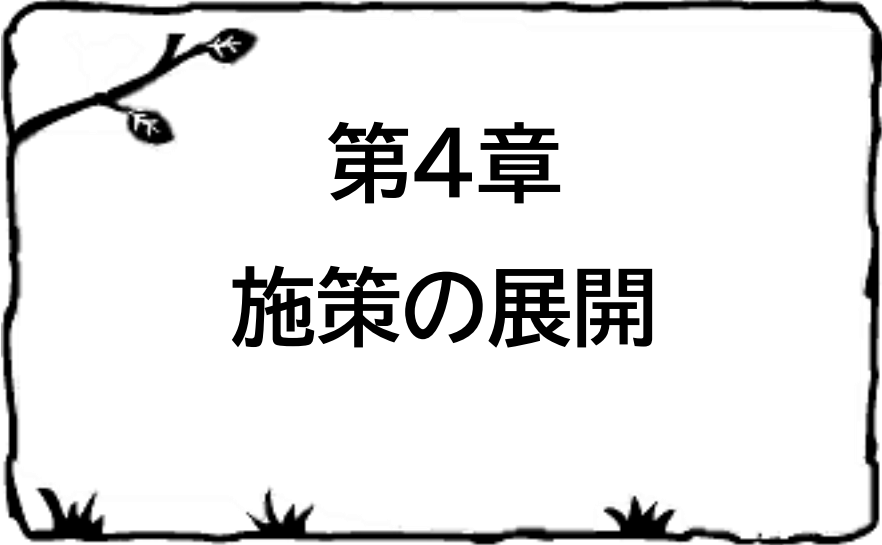
3 計画の体系

<基本理念>

<基本目標>

<基本施策>





第4章

施策の展開

基本目標1 みんなで支え合いつながり合う人・活動づくり

現状と課題

- 近年、地域におけるつながりが弱まっており、村民へのアンケート調査結果では、現在の生活に『孤独感を感じている人』が全体の約3割いることが分かりました。(P25)
- 一方、地域課題の解決に向けた住民同士の支え合い・助け合いの必要性について『必要だと思う人』は9割以上、地域福祉に対し『関心がある人』は6割以上となっており、住民の福祉意識は決して低いことが伺えます。(P30,32)
- ボランティア活動等の地域活動への参加については、現状『参加している人』は45.7%であったのに対し、今後『取り組みたい人』は57.7%と、参加の意思はあるものの、「どのような活動がいつ行われてるか知らない」等の理由で参加に至っていない方が一定数いると考えられます。(P26,27,28)
- 地域の福祉活動への関心を高め、活動への参加を促進するため、地域福祉活動の意義や重要性のPR、ボランティア団体等と連携した情報発信が求められます。
- また、関係団体へのヒアリング調査では「ボランティアやNPOなどの人づくりの視点が欠けており、ボランティア活動の啓発や育成が重要である」といった意見が挙げられており、地域活動への積極的な参加が難しい方でも、自分のできる範囲で参加できるような取り組みが求められます。(P44)
- 少子高齢化や核家族化の進行、また新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民による交流の場・機会が減少している状況であるため、子どもや高齢者を中心とした世代間交流や子育て交流の場が求められています。

施策の方向

村民が互いに尊重し、思いやりをもって支え合える村となるため、福祉に対する意識を高め、村民一人ひとりが身近でできるボランティア活動等に努めながら、地域とのつながりを深めていけるよう、交流の機会の充実に努めます。

基本施策1 福祉に対する意識の醸成

地域福祉を推進するためには、村民の福祉意識のさらなる向上が必要不可欠です。隣近所や地域でのあいさつ活動など、身近なところから福祉意識の醸成を図ります。関係機関の協力を得ながら、福祉体験機会の充実や地域活動への参加促進に努め、多様性を尊重し、地域で助け合い、支え合う意識を育みます。

区分	取組内容
村民の取り組み	・隣近所や地域で会った人にあいさつをしましょう ・高齢者や子ども、障がいのある方などへの理解を深め、ふれあいを大切にしましょう ・福祉体験機会などに積極的に参加しましょう ・自分が学んだことや体験したことを、家族や友人等に話しましょう
地域の取り組み (事業者・団体・自治会等)	・地域内で積極的にあいさつができる環境づくりに努めましょう ・ボランティア活動やイベントなど、さまざまな人とふれあえる交流の場を大切にしましょう ・福祉教育を推進し、地域での助け合い・支え合いの意識を育みましょう
行政の取り組み	・あいさつ運動が活発になるよう啓発などの支援を行います ・学校教育では、命の大切さや家庭の役割、子育て理解等に関する教育を推進します ・関係機関と連携しながら、福祉体験機会の充実や地域活動への参加促進に努めます

【主な事業】

事業・取り組み内容	担当課
命の尊さを学ぶ教育の推進	教育総務課
福祉体験活動の促進	健康福祉課 社会福祉協議会
多様な地域活動の促進	健康福祉課 社会福祉協議会

基本施策2 ボランティアやNPO活動等の支援と担い手の確保・育成

村民がボランティア活動や地域活動へ気軽に参加することができるよう、イベントなどを通じたきっかけづくりや、積極的な参加が難しい方でも、自分のできる範囲で参加できるような取り組みを促進します。情報提供等により、ボランティア団体、NPO法人等の運営・活動を支援するとともに、関係機関と連携しながら地域の福祉リーダーの育成に努めます。

区分	取組内容
村民の取り組み	・自分のできる範囲で、趣味や特技、経験を活かして積極的にボランティア活動に参加しましょう ・家族や友人など身近な人に声をかけ、一緒にボランティア活動に参加しましょう
地域の取り組み (事業者・団体・自治会等)	・イベントなどを通じて、ボランティア活動へ参加しやすいきっかけづくりを行いましょう ・民生児童委員、ボランティア団体等の活動についての情報を発信し、周知に努めましょう ・自治会やスポーツ少年団、ボランティア団体等のリーダー育成に努め、積極的に協力しましょう
行政の取り組み	・情報提供を行い、村民が活動に参加する機会の確保に努めます ・ボランティア団体、NPO法人等の継続的な運営に対して、相談に応じその活動を支援します ・関係機関と連携しながら、自治会やスポーツ少年団、ボランティア団体等のリーダー育成を支援します

【主な事業】

事業・取り組み内容	担当課
地域共生社会づくり事業	健康福祉課 社会福祉協議会
子どもに関わるボランティアの活性化	健康福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
人材・組織の育成・支援	健康福祉課 社会福祉協議会

基本施策3 地域交流の場や機会の充実

高齢者と子ども、障がいのある方による交流の場や、子育て交流の場、子どもたちと地域の交流の場の充実を図るとともに、情報発信等の支援を行い、住民の積極的な参加を呼びかけます。

区分	取組内容
村民の取り組み	・地域の一員として、積極的に地域行事に参加しましょう ・どのような行事が行われているか、情報を入手しましょう ・家族や友人など身近な人へも情報を広め、一緒に参加しましょう
地域の取り組み (事業者・団体・自治会等)	・地域におけるイベントを積極的に開催しましょう ・他の地区や団体等とも交流を持ち、情報交換や連携を図りましょう
行政の取り組み	・世代間交流等のイベントの開催支援や情報発信等の支援を行います ・子育て交流の場や子どもたちが気軽に遊べる場の充実を図ります

【主な事業】

事業・取り組み内容	担当課
住民自治活動促進事業	政策推進課
村民相互の交流・体験活動推進事業	教育総務課
地域学校協働本部事業	生涯学習課
世代間交流事業	教育総務課 生涯学習課
コミュニティ・スクールの推進	教育総務課
子育て各時期での交流機会の促進	健康福祉課 社会福祉協議会
交流する施設の充実	健康福祉課 政策推進課

基本目標2 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

現状と課題

- 村民がいきいきと健やかに暮らしていくためには、生きがいを持ち、心身ともに健康であることが重要です。
- 村民へのアンケート調査結果では、「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関する課題」を地域課題と感じている方が約3割となっており、全国的に高齢化が進行し、高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者が増加する中、地域との関わりが持てる社会参加や生きがいづくりの重要性が高まっています。(P31)
- 高齢者や障がいのある方、子ども等への支援にあたっては、各福祉計画に基づくサービスの提供等による日常生活支援、多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実等、継続的な支援が求められます。
- 村民へのアンケート調査結果では、「ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援に関する課題」を地域課題と感じている方も約3割となっており、公的な福祉サービスによる支援だけでなく、地域での見守りや声掛けも重要です。(P31)
- 高齢者だけでなく、障がいのある方、子ども等、全ての住民が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、相互理解の促進に向けた啓発等も求められます。

施策の方向

一人ひとりが心身ともに健康であるために、生きがいづくりや健康の維持・増進の取り組みを行うことが精神的な充実を生み出します。社会参加や地域活動への参加につながるよう支援していきます。

基本施策1 社会参加・生きがいのづくりの推進

個人のライフスタイルにあわせた生きがいを持つことで、孤独感や不安を軽減し、精神的な安定をもたらすことが社会参加につながります。趣味や特技を活かした仲間づくり、スポーツ・レクリエーション活動を通じた世代間交流など、地域資源を活用しながら幅広い社会参加を支援します。

区分	取組内容
村民の取組み	・趣味や特技、経験を活かせるような活動へ参加しましょう ・生涯学習について知ることから始めましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・趣味や生きがいのづくりにつながるような活動の情報発信をしましょう ・子どもから大人まで、幅広く交流できる生涯学習やスポーツ、体験等ができる環境の整備を行いましょう
行政の取組み	・生涯学習の支援やスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります ・村内の生涯学習施設やスポーツ少年団等、地域資源の活用を促進します

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
生涯学習推進事業	生涯学習課
生涯学習施設整備管理事業	生涯学習課
おおたまスポーツクラブ事業	生涯学習課
生涯スポーツ施設整備管理事業	生涯学習課
文化のつどい事業	生涯学習課
文化祭事業	生涯学習課
スポーツ教室の充実	生涯学習課

基本施策2 健康づくりの推進

村民がいきいきと健やかに暮らしていくためには、心身ともに健康であることが重要です。村民ができるだけ自身で健康づくりに取り組めるよう、情報発信を行うとともに、各種健(検)診、相談支援等の実施により、ライフステージに応じた「体」と「こころ」の健康づくりを促進します。

区分	取組内容
村民の取り組み	・自身の体調に気を配り、バランスのよい食事や適度な運動、睡眠・休養の確保を心がけましょう ・かかりつけ医を持ち、早期の受診を心がけましょう ・健康維持の一環として、日常的な外出、人との交流を心がけましょう ・悩みやストレスへの適切な対処法を身につけ、こころの健康づくりに努めましょう
地域の取り組み (事業者・団体・自治会等)	・簡単なセルフチェック、手軽に楽しめる運動などの情報収集・情報発信をしましょう ・地域や職場等で健康づくりに取り組みましょう
行政の取り組み	・ライフステージに応じた健康づくり、各種健(検)診等を実施します ・健康づくりのためのスポーツイベントの開催や、保健師による相談等を行います ・こころの健康相談を実施し、こころの健康づくりにも取り組みます ・食生活改善推進員の育成に取り組みます

【主な事業】

事業・取り組み内容	担当課
特定健康診査等事業	健康福祉課 住民生活課
けんしん事業	健康福祉課
健康増進事業	健康福祉課
食育推進・食生活改善事業	健康福祉課
国保健康づくり事業	住民生活課 健康福祉課
健康長寿推進事業	健康福祉課
こころの健康づくり事業	健康福祉課
健康相談・訪問事業	健康福祉課

基本施策3 高齢者、障がい者、子ども等への支援体制の強化

支援を必要とする人が必要な福祉サービスや制度を利用することができるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等に関する各分野の個別計画に基づき、各福祉サービスの提供に努めます。

高齢者や障がいのある方、子どもたちとその家族が地域で孤立しないよう、福祉事業者等と連携し、相談支援等を中心とした継続的な支援に努めます。また、孤立を防ぐためには、地域での見守りや声かけが重要であるため、村民の理解促進に向けた啓発を行います。

区分	取組内容
村民の取り組み	・自分にあった福祉サービスや制度を利用できるよう、広報紙や村ホームページ等を活用し、情報収集しましょう ・障がいのある方や高齢者、子どもに対しての理解を深めましょう ・地域での見守りや声かけに協力しましょう ・必要なサービスを受けられずに困っている人がいたら、民生児童委員や団体、行政等に知らせましょう
地域の取り組み (事業者・団体・自治会等)	・地域での見守りや声かけで、支援が必要な方等の気づきに繋がましょう ・民生児童委員や学校、福祉関係団体、行政等と連携して、支援が必要な方の情報共有に努め、必要なサービスの利用に結びつけましょう
行政の取り組み	・地域の福祉事業者等と連携を図り、高齢者や障がいのある方、子どもに対するサービス等の継続的な支援に努めます ・老人クラブやシルバー人材センターの支援を行います ・障がいのある方を対象とした日常生活の相談・支援と社会参加の促進を図ります ・子どもたちの健やかな成長のため、切れ目ない子育て支援に取り組めます

【主な事業】

事業・取り組み内容	担当課
高齢者地域活動支援事業	健康福祉課
介護予防事業	健康福祉課
シルバー人材センター支援事業	健康福祉課
在宅高齢者福祉事業	健康福祉課
障害者総合支援法事業	健康福祉課
障がい者福祉事業	健康福祉課
地域生活支援事業	健康福祉課
障がい者社会参加促進事業	健康福祉課
子育て世代包括支援センター運営事業	健康福祉課
子育て仲間づくり促進事業	健康福祉課 社会福祉協議会
ひとり親家庭等福祉事業	健康福祉課
児童虐待・DV対策等総合支援事業	健康福祉課
特別支援教育推進事業	教育総務課
子育て支援設備の整備	政策推進課
子育てしやすい住宅・住環境づくりの促進	政策推進課



基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり

現状と課題

- 誰もが安心して暮らしていくためには、自然災害や交通事故、犯罪など、起こりうる様々な問題から自分自身や家族、身近な人を守る体制の充実が不可欠であり、村民一人ひとりの防災・防犯意識の向上に向けた周知・啓発活動が重要です。
- 村民へのアンケート調査結果では、隣近所や地域の方に対して「災害時の手助け」をできる、またしてほしいと回答した方はいずれも約3人に1人となっており、いざという時に助け合い、支え合える地域の体制づくりが求められます。(P33,34)
- また、お住まいの地区について「治安が良く安心して住める地区である」と回答した方は全体の8割以上であったものの、全ての人が安心できるよう、地域におけるパトロールの強化、安全対策の徹底が求められます。(P22)
- 防災・防犯体制の充実に加え、生活に困難を抱える方、支援を必要とする方、助けを求められずにいる方など、誰一人取り残さない支援体制の充実が必要です。
- 全国的に少子高齢化が進行している中、本村では子ども人口(0～17歳)が増加しています。子どもや子育て家庭も安心して暮らすことができるよう、地域で子どもを見守るネットワークづくり、虐待の未然防止、早期発見・早期対応が求められます。(P12)
- 地域で安心して生活していくためには、生活環境の整備も不可欠です。関係団体へのヒアリング調査では「高齢者の交通手段が限られており、デマンドタクシーやバスの運行が不便である」といった意見が挙げられており、地域住民の移動を支える公共交通の整備も必要となっています。(P45)

施策の方向

誰もが安心して暮らすことができる村となるため、防災体制や防犯体制の充実に努めます。また、高齢者、障がいのある方、子ども等の権利を守り、虐待を防止するための施策を行うとともに、生活困窮者を取り残さない支援体制の構築を図ります。

地域で孤立し、生きづらさを抱えることのないよう、自殺対策やひきこもり等の方への支援に努めます。加えて、貧困や厳しい生育環境などにより、非行や犯罪等につながってしまう人も多いことから、非行の未然防止や犯罪をした人に対する再犯防止の取り組みについて、村民の理解を得ながら取り組みます。

誰もが住みよい生活環境となるためには、生活環境の整備は必要不可欠であるため、環境の保全活動や公共交通手段の整備等に努めます。

基本施策1 防災体制の充実

緊急時に備え、日ごろから準備できる防災対策を啓発するとともに、村民による自発的な防災活動を促進するための支援を行います。また、村民と行政の協働により、災害時に配慮・避難支援等が必要な方の把握に努め、いざという時に適切な支援を行えるような体制の整備を図ります。

区分	取組内容
村民の取組み	・日ごろから防災に対する意識を高め、ハザードマップや避難場所及び施設の把握、防災グッズの準備などをしておきましょう ・地域の防災訓練に積極的に参加しましょう ・家族と避難場所を話し合っておく、連絡先を整理しておくなど、緊急の際に備えましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・自分たちで地域を守るという意識を持ち、自主防災組織の立ち上げ・活動に協力しましょう ・地域で防災訓練などを実施し、防災に関する情報の周知に努めましょう ・民生児童委員、行政区等と連携し、災害時要配慮者の把握に努めましょう
行政の取組み	・備蓄の推進やハザードマップの周知など、日ごろから準備できる防災対策を啓発します ・自主防災組織の立ち上げ・活動、防災訓練の実施を支援します ・災害時要配慮者リストの整備を行います ・子どもに配慮した防災対策にも取り組みます

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
消防団活動事業	住民生活課
地域防災力強化事業	住民生活課 健康福祉課
耐震改修促進事業	建設課
防災行政無線管理事業	住民生活課
交通安全施設等の整備促進	住民生活課
交通安全意識の高揚	住民生活課
子どもに配慮した防災対策の推進	住民生活課 教育委員会 社会福祉協議会

基本施策2 防犯体制の充実

村民が地域で安心して暮らしていくためには、犯罪や事故を未然に防ぐことや、防犯意識を高める必要があります。村民の防犯意識の向上に向け、周知・啓発を行うとともに、犯罪や事故を抑制する環境の整備に努めます。

区分	取組内容
村民の取組み	・自分の身は自分で守るという意識を持ち、防犯意識を高めましょう ・交通ルールやマナーを守りましょう ・隣近所や地域で異変に気が付いたら、民生児童委員、行政等の関係機関に連絡しましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・見守り活動やあいさつ運動を強化しましょう ・地域の見回りや登下校時のパトロールなど、犯罪の未然防止に取り組みましょう
行政の取組み	・交通安全教室の実施支援、カーブミラー・ガードレールなどの交通安全設備の整備を行います ・防犯灯の整備、防犯活動団体への支援を行います ・消費者トラブルに対し、周知・啓発を行うとともに、相談・アドバイスに応じ、トラブルの未然防止、拡大防止に努めます ・防犯カメラ等設置補助により、村民自らが行う防犯に対する支援を行います

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
交通安全対策事業	住民生活課
防犯対策事業	住民生活課
若年齢層の消費者トラブル防止のための周知・啓発	住民生活課 教育総務課
消費生活相談の実施	住民生活課

基本施策3 権利擁護・成年後見制度の推進

権利擁護・成年後見制度の推進においては、まずは村民の理解を深める必要があるため、広く周知します。また、成年後見制度の利用促進に向け、中核機関の設置を検討するとともに、認知症、障がいのある方の日常生活自立支援の利用促進にも努めます。

区分	取組内容
村民の取り組み	・権利擁護について理解を深め、思いやりを持って人と接するようにしましょう ・成年後見制度について知りましょう
地域の取り組み (事業者・団体・自治会等)	・勉強会の開催等により、権利擁護・成年後見制度についての意識・理解を地域で共有しましょう
行政の取り組み	・権利擁護や成年後見制度についての理解に向け、広く周知します ・成年後見制度の利用促進に向け、中核機関の設置を検討します ・認知症、障がいのある方の日常生活自立支援の利用促進に努めます

【主な事業】

事業・取り組み内容	担当課
権利擁護推進事業	健康福祉課

基本施策4 虐待の防止

子どもの虐待防止にあたっては、育児に悩みや不安を感じる親が一人で抱え込まず、周囲に相談できる環境づくりを推進するとともに、地域で子どもを見守るネットワークづくりに努め、虐待の未然防止、早期発見につなげます。また、高齢者や障がいのある方などに対する虐待やいじめ、配偶者やパートナーからのDV等についても、啓発と予防・早期発見に努めます。

区分	取組内容
村民の取組み	・育児に悩みや不安を感じた際は周囲の人や相談機関に相談しましょう ・虐待やいじめ、DV等を見聞きした際は、関係機関に相談、通報しましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・育児に悩みや不安を感じる親が気軽に相談できる環境づくりを行いましょう ・地域の中で子どもの様子を見守りましょう ・虐待やいじめ、DV等を防止するため、民生児童委員などの相談活動に携わる人たちと協力し、見守りや情報共有をしましょう
行政の取組み	・育児の悩みや不安に対する相談や、親同士の交流の場の提供などを通じ、虐待の未然防止につなげます ・虐待やいじめ、DV等に関する啓発と予防・早期発見に努めます ・関係機関と連携しながら、虐待やいじめ、DV等を防止する地域のネットワークづくりを推進します ・相談機関窓口の広報・周知に努めます

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
虐待等防止ネットワーク事業	健康福祉課
児童虐待・DV対策等総合支援事業【再掲】	健康福祉課
親育ての促進	健康福祉課
見守りネットワークの構築	健康福祉課
虐待通告義務等の周知	健康福祉課
児童の適正な保護の促進	健康福祉課
児童虐待の相談体制の強化	健康福祉課
児童虐待の早期発見・早期対応	健康福祉課 教育総務課
DV被害者への相談支援	健康福祉課
相談機関窓口の広報・周知	健康福祉課

基本施策5 生活困窮者への支援体制の充実

生活困窮者への支援にあたっては、生活に困っている、支援を必要とする人が声を上げやすい環境と、適切な支援へつなげられる仕組みづくりが必要です。村民と地域、行政が連携し、日ごろの見守りや声かけ等を通じて、対象者の早期発見に努めるとともに、生活困窮者を取り残さない支援体制の構築を図ります。

区分	取組内容
村民の取組み	・困っていることがあれば、一人で悩まず、関係機関などの相談窓口にご相談しましょう ・困っている人、支援を必要とする人に気づけるよう、隣近所や地域での交流を大切にしましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・見守りや声かけを強化し、困っている人、支援を必要とする人が声を上げやすい環境づくりを意識しましょう ・支援を必要とする人がいたら、民生児童委員等と情報を共有するなどして、適切な支援につなげましょう
行政の取組み	・生活困窮者に対しての就労や自立に関する相談体制を推進します ・支援を必要とする人が地域で孤立せず、適切な支援へつなげられるよう、居場所づくり等を推進します

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
低所得者福祉推進事業	健康福祉課 社会福祉協議会
失業者等に対する相談窓口等の充実	健康福祉課 社会福祉協議会
相談支援、人材育成の推進	健康福祉課

基本施策6 自殺対策の推進

生活に困難や生きづらさを抱える人が一人で抱え込み、地域で孤立することがないように、見守りや声かけを通じ、気づき・適切な支援へつなげるとともに、支援に携わる関係者への研修の実施等を行います。また、関係機関との密な連携による子ども・若者へのきめ細かな支援の充実、臨床心理士によるこころの健康相談の実施等により、生きることの阻害要因の軽減に努めます。

区分	取組内容
村民の取組み	・悩みや困りごとなどを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口相談しましょう ・身近な方から相談を受けたら、適切な相談機関につなげましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・生きづらさを抱える人が地域で孤立しないよう、見守りや声かけを強化しましょう
行政の取組み	・子どもや若者が抱えうる多様で複雑な課題に対応できるよう、関係機関との密な連携により、きめ細かな支援の充実を図ります ・民生児童委員、村職員や保健師等、支援に携わる関係者へ研修を実施します ・臨床心理士によるこころの健康相談を実施し、生きることの阻害要因の軽減に努めます

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
子どもの自殺の予防	教育総務課 健康福祉課
若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実	教育総務課 健康福祉課
社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組み	健康福祉課
相談支援、人材育成の推進【再掲】	健康福祉課 社会福祉協議会
自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動	健康福祉課
相談機関につなぐことのできる人材の育成	健康福祉課
村職員の意識向上に向けた研修の実施	総務課 健康福祉課
保健師による支援に向けた研修の実施	健康福祉課
こころの健康相談の実施	健康福祉課
保健師による自殺リスク者の早期発見	健康福祉課
いじめ防止基本方針に沿った適切な対応	教育総務課
民生児童委員による相談支援	健康福祉課

基本施策7 ひきこもり等の方への支援体制の充実

地域とのつながりが少ない状況にある人が孤立しないよう、居場所・生きがいづくりを推進します。また、地域や家庭、学校、子どもに関係する機関・団体と連携しながら、いじめや不登校の未然防止、適切な相談対応等の支援に努めます。

区分	取組内容
村民の取組み	・身近で支援を必要とする人がいたら、相談機関の紹介など、自分にできる範囲の手助けをしましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・子育て中の方や一人暮らしの方などが地域と交流できるような場所・機会を提供しましょう
行政の取組み	・スクールソーシャルワーカーを中心に、子どもに関係する機関・団体と連携し、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます ・広報等を活用し、メンタルセルフケアに対する正しい知識の普及啓発を図ります ・社会的に弱い立場にいる人などが孤立しないための居場所づくり、高齢者がいきいきと生活できるような居場所づくりを推進します

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
いじめ・不登校などの相談体制の充実	健康福祉課 教育総務課
心の健康づくりに関する知識の普及	健康福祉課
生きがい対策	健康福祉課 生涯学習課
元気に働ける職場環境の整備	産業課
高齢者の居場所づくり	健康福祉課 生涯学習課

基本施策8 非行や犯罪をした人への支援体制の充実

未成年者の飲酒・喫煙、過度な飲酒によるトラブル、薬物の乱用等は、地域で発生し得る身近な問題です。村民が事件や事故に巻き込まれないよう、啓発活動の推進により正しい知識の普及を図ります。また、非行や犯罪をした人へは、再犯の防止と社会復帰を支えるため、地域住民の理解を得る取り組みを行うとともに、見守り・相談支援体制の構築を図ります。

区分	取組内容
村民の取り組み	・未成年者の飲酒、喫煙は絶対にやめましょう ・節度ある飲酒を心がけましょう ・喫煙による害に関して知りましょう ・違法薬物乱用防止や犯罪防止についての理解を深めましょう
地域の取り組み (事業者・団体・自治会等)	・アルコール依存症などの問題を持つ人を、職場や地域で早期に発見し、適切な治療等へつなげましょう
行政の取り組み	・節度ある飲酒ができるよう、普及啓発します ・未成年が飲酒により事件や事故に巻き込まれないよう、家庭や地域と連携して正しい知識の普及を図ります ・青少年に対する薬物の害と薬物乱用防止に関する周知啓発を促進します ・教育機関・保健機関と連携し、喫煙の害に関する啓発を推進します ・非行や犯罪をした人の再犯の防止と社会復帰を支えるため、見守り・相談支援体制の構築を図ります

【主な事業】

事業・取り組み内容	担当課
節度ある飲酒の啓発	健康福祉課
未成年者の飲酒防止	健康福祉課 教育総務課
薬物乱用防止に関する周知啓発	健康福祉課 教育総務課
喫煙の害に関する情報の提供・啓発	健康福祉課 教育総務課
社会を明るくする運動の促進	健康福祉課

基本施策9 生活環境の整備

誰もが住み慣れた地域でこころよく生活するためには、生活環境の整備は必要不可欠です。村民が日ごろから身近な環境保全活動に取り組めるような働きかけを行うとともに、地域住民の移動を支える公共交通の利用について、村民の意見を取り入れながら、より効果的なあり方を検討・整備し、幅広い媒体を活用した情報発信に努めていきます。

区分	取組内容
村民の取組み	・地域の公園清掃やごみ拾いなど、地域の環境保全に協力しましょう ・ごみの減量、適切な分別・資源回収、食品ロスの削減など、日ごろから心がけましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・ごみ出しのルールを知らない人へは丁寧に教えてあげましょう ・地域で移動に困っている人がいたら、移動手段の紹介などの手助けをしましょう
行政の取組み	・公園等の維持・整備に努めます ・通勤通学バス、デマンドタクシー等、地域住民の移動を支える公共交通について、村民のニーズを反映し、より効果的なあり方を検討・整備します ・広報紙やホームページなど幅広い媒体を活用して公共交通に関する情報発信に努めます

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
環境保全事業	環境保全課 建設課
公園・緑地維持整備事業	産業課 建設課 健康福祉課
村道維持修繕事業	建設課
公共交通体系検討事業	政策推進課
公共交通再編事業	政策推進課
デマンドタクシー運行事業	政策推進課
通勤通学バス運行事業	政策推進課
公共交通利用促進事業	政策推進課
その他、各種公共交通施策の実施	健康福祉課 政策推進課



基本目標4 地域福祉を推進する体制づくり

現状と課題

- 地域福祉の推進にあたっては、村民が困りごとなどを気軽に相談できる環境や、地域活動・福祉サービス等に関する情報を手軽に入手できる環境の整備が必要です。
- 関係団体へのヒアリング調査では、「住民がどこに相談すればよいかが分かるよう、困ったことがあれば気軽に相談できる環境を整える必要がある」「行政が事業として取り組んでいるものを、ネット検索などによってすぐに見られるようにするなど、情報を整理する必要がある」といった意見が挙げられており、相談支援体制、情報提供の充実が求められています。(P46)
- 村民へのアンケート調査結果では、本村の地域福祉を推進する上で、優先的に取り組む必要があると思うことについて、「高齢者福祉の提供体制の確保・充実」(39.4%)、「医療の提供体制の確保・充実」(38.7%)、「子ども・子育て支援の提供体制の確保・充実」(35.3%)の順に多くなっています。(P37)
- 社会福祉協議会をはじめ、地域のボランティア・NPO団体、福祉事業者、保健・医療機関等との協働による体制の整備が求められます。

施策の方向

地域住民が抱える悩みや不安を気軽に相談することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、村民誰もが必要な情報を入手することができるよう、情報提供の充実に努めます。多様化した地域課題を解決するため、多機関協働の体制整備を推進します。

基本施策1 相談支援体制の充実

悩みや不安を抱える地域住民にとって地域が最も身近な相談窓口となるよう、民生児童委員と連携し、地域間の相談体制を構築するとともに、相談者の多様なニーズに対応できるよう、担当者の資質向上や担当者間の的確な引き継ぎにより、相談体制の強化につなげます。

区分	取組内容
村民の取組み	・悩みや不安を一人で抱え込まず、まずは家族や友人など身近な人に相談しましょう ・悩みや不安を抱えている人がいたら、話を聞いてあげましょう ・悩みや不安を相談できる窓口について把握し、身近な人へも知らせましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・民生児童委員と連携し、地域が身近な相談窓口になり得る体制を構築していきましょう ・必要に応じて、各種相談窓口・福祉サービス等の周知と利用を呼びかけましょう
行政の取組み	・住民が民生児童委員に相談をしやすい関係を築けるよう、資質の向上や地域との積極的な関わりを促進します ・相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、担当分野の専門性強化・資質向上と、プライバシーに配慮した的確な引き継ぎにより、相談体制の強化につなげます ・福祉サービスや相談窓口の広報・周知に努め、利用促進を図ります

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
民生委員等の相談体制の強化	健康福祉課
相談機関の連携の強化	健康福祉課
各相談員の研修の充実	健康福祉課

基本施策2 情報提供の充実

村民が地域生活に必要な情報を手軽に入手できるよう、「広報おおたま」をはじめとして、ホームページやSNS等の多様な媒体による情報発信の強化に努めます。

区分	取組内容
村民の取り組み	・自分に合った福祉サービスや制度の情報を収集しましょう ・収集した情報について、身近な人と情報共有しましょう
地域の取り組み (事業者・団体・自治会等)	・利用者が自分に合ったサービス・制度を選択できるよう、的確な情報提供に努めましょう ・地域で情報共有や意見交換を行える場をつくりましょう
行政の取り組み	・「広報おおたま」を編集・発行します ・ホームページやSNS等を活用した情報発信の強化に努めます ・子育て支援制度などの福祉サービス等の情報発信の充実に努めます

【主な事業】

事業・取り組み内容	担当課
広報推進事業	政策推進課
子育てガイドブックの更新と配付	健康福祉課

基本施策3 多機関協働の体制整備

地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会をはじめ、地域のボランティア・NPO団体、福祉事業者、保健・医療機関等との協働による体制を整備していきます。

区分	取組内容
村民の取組み	・社会福祉協議会や村内のボランティア・NPO団体・各福祉事業者の活動等についての理解や認識を深めましょう
地域の取組み (事業者・団体・自治会等)	・福祉事業者、保健・医療機関、行政等と情報共有に努め、適切な支援につなげましょう
行政の取組み	・地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会との連携を強化します ・8050 問題やダブルケア等、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、地域の福祉事業者、保健・医療機関等との協働による体制を整備します ・村単独では対応が困難な課題に対応できるよう、広域連携や産学官の連携に努めます ・広域的な消防・環境体制の維持・整備に努めます

【主な事業】

事業・取組み内容	担当課
広域共同事業	環境保全課 住民生活課
広域連携事業	政策推進課
産学官連携の推進	政策推進課
村内の福祉事業者との連携	健康福祉課



第5章

大玉村成年後見制度 利用促進計画



1 計画策定の背景と目的

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。

国では、こうした状況を鑑み、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定し、成年後見制度の利用促進に係る取り組みが推進されています。

本村においても、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方等の成年後見制度の適切な利用を促進するため、「第1期大玉村成年後見制度利用促進計画」を策定いたします。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】(抜粋)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、本村におけるむらづくりの最上位計画である「第五次大玉村総合振興計画」及び、福祉分野の上位計画である「第1期大玉村地域福祉計画」、そのほか福祉分野における関連計画との連携を図り、策定いたします。

3 計画期間

本計画の期間は、「第1期大玉村地域福祉計画」に準じ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

4 成年後見制度の利用促進に関する制度の主な内容

(1) 成年後見制度の概要

「成年後見制度」は、財産の管理、サービスの利用や施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議などを認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいなどの理由で、実施することが困難な方々が、不利益な契約や悪質商法などの被害に合わないよう保護し、支援する制度です。

成年後見制度は、「法定後見制度」「任意後見制度」の2種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度 (本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある)	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務 (本人の生活、療養看護及び、財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度)
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う	①本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について、任意後見人に代理権を与える内容の契約(任意後見契約)を締結 ⇒この契約は、公証人が作成する公正証書により締結することが必要 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方※1
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等※2の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

※1:本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要。ただし、本人の意思を表示することができない場合は必要ない。

※2:後見監督人等は、任意後見制度における任意後見監督人及び、法定後見制度における後見監督人、補佐監督人、補助監督人。

(2)第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における「成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方」「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」「優先して取り組む事項」は次のとおりです。

【成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方】

(1)地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

(2)尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ①後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- ②法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。
- ④本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かい対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること。
- ⑤安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

(3)司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

【成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策】

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1)成年後見制度等の見直しに向けた検討

(2)総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

(1)本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

(2)適切な後見人等の選任・交代の推進等

(3)不正防止の徹底と利用しやすい調和等

(4)各種手続における後見事務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり



【優先して取組む事項】

- (1)任意後見制度の利用促進
- (2)担い手の確保・育成等の推進
- (3)市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4)地方公共団体による行政計画等の策定
- (5)都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

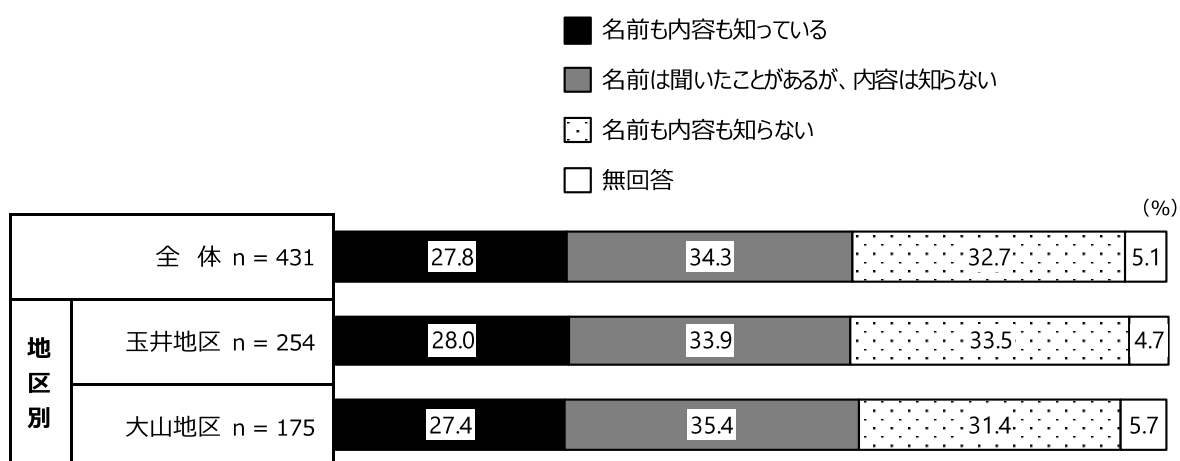
5 成年後見制度を取り巻く状況

(1) 村民アンケート調査からみる現状

① 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が34.3%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」(32.7%)、「名前も内容も知っている」(27.8%)となっています。

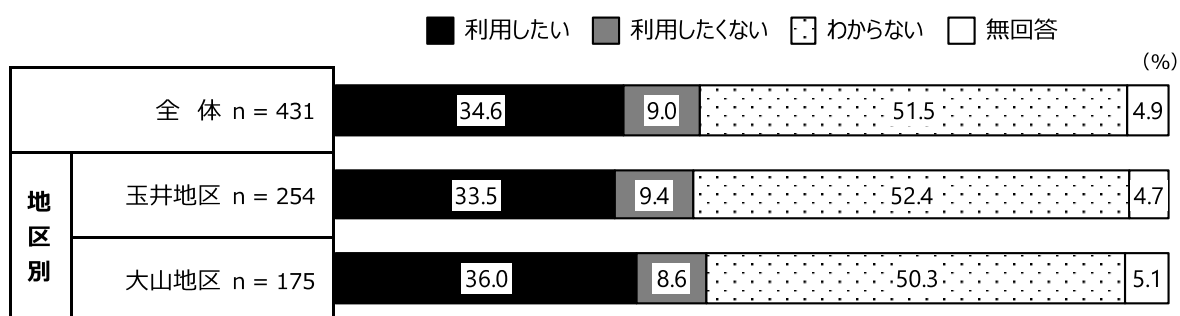
【成年後見制度の認知度】



② 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向について、「利用したい」が34.6%、「利用したくない」が9.0%、「わからない」が51.5%となっています。

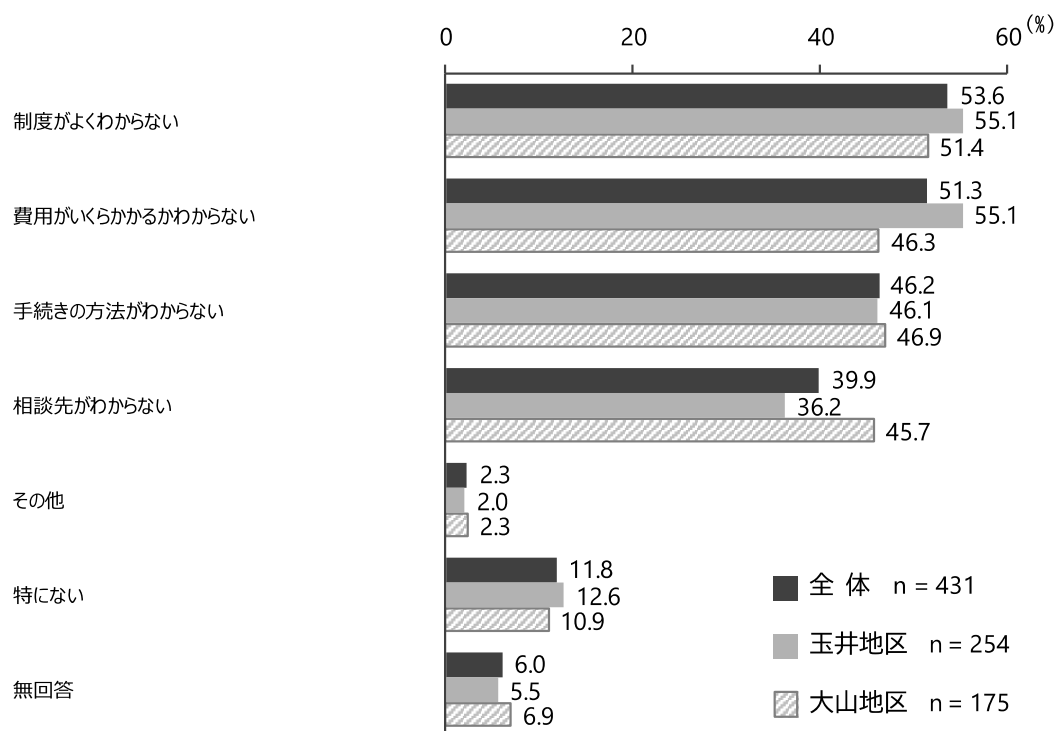
【成年後見制度の利用意向】



③成年後見制度を利用する際に不安に思うこと

成年後見制度を利用する際に不安に思うことについて、「制度がよくわからない」が53.6%と最も高く、次いで「費用がいくらかかるかわからない」(51.3%)、「手続きの方法がわからない」(46.2%)となっています。

【成年後見制度を利用する際に不安に思うこと】



6 大玉村の成年後見制度利用促進における課題の整理

本村における高齢化率は、令和6年現在で 28.1%となっており、今後も全国的な傾向と同様に、高齢化は進行していくものと考えられ、成年後見制度の重要性は増していくものと考えられます。

一方で、成年後見制度の認知度は、3人に1人が名前も内容も知らない状況となっており、成年後見制度の周知が必要と考えられます。

また、成年後見制度の利用にあたっては、「制度がよくわからない」「費用がいくらかかるかわからない」など、利用にあたる不安が多くなっていることから、不安解消の取り組みが必要となっています。

7 基本目標

基本目標

成年後見制度の周知と適切な利用の促進

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の周知を図り、不安を解消できるような相談支援体制の整備に努め、成年後見制度の適切な利用につなげます。

8 施策の展開

基本施策1 成年後見制度の理解促進

○制度の適切な利用を促進するためには、権利擁護とその方法のひとつである成年後見制度の周知が必要です。村民に対する広報・啓発活動を行うとともに、村の関係団体の職員といった支援関係者に向けた研修を行うなど、成年後見制度の理解促進を図ります。

基本施策2 任意後見制度の利用促進

○将来、判断能力が不十分になった場合に備え、村民に対して、予め後見人と後見事務の内容について契約を行う任意後見制度の周知と助言を行い、任意後見制度の利用促進を図ります。

基本施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと中核機関の整備

(1) 地域連携ネットワークの強化

○権利擁護支援を必要としている人も含め、地域に暮らす全ての人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参画できるようにするため、地域連携ネットワークの役割である「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の整備」の3つを念頭に置きながら、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体による連携の強化を図ります。

(2)権利擁護が適切に図られる仕組みづくりの検討

- 既存の福祉や医療等のサービス調整や支援を行う場合には、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、本人の意思決定に寄り添うことができる人を加えるなど、本人の権利擁護が適切に図られるような仕組みづくりを推進します。
- 権利擁護が必要な人を中心として、本人に身近な親族等や、関わりの深い地域、保健医療・福祉の関係者等が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意志や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う組織の形成を検討します。

(3)協議会の整備・検討

- 成年後見制度の利用に関わらず、本人の権利擁護が適切に図られ、困難なケースにも対応ができる体制の整備や多職種間での更なる連携の強化を目的として、専門職団体や関係機関が自発的に協力するための協議の場として、協議会の設置を検討します。

(4)中核機関の設置・検討

- 福祉関係者や各専門職団体との連携を図り、権利擁護に関する多種多様な相談対応や本人を中心としたチーム支援、成年後見人等の調整・推薦など、多岐にわたる事業を実施するための中核機関の設置を検討します。

基本施策4 村長申立ての適切な実施

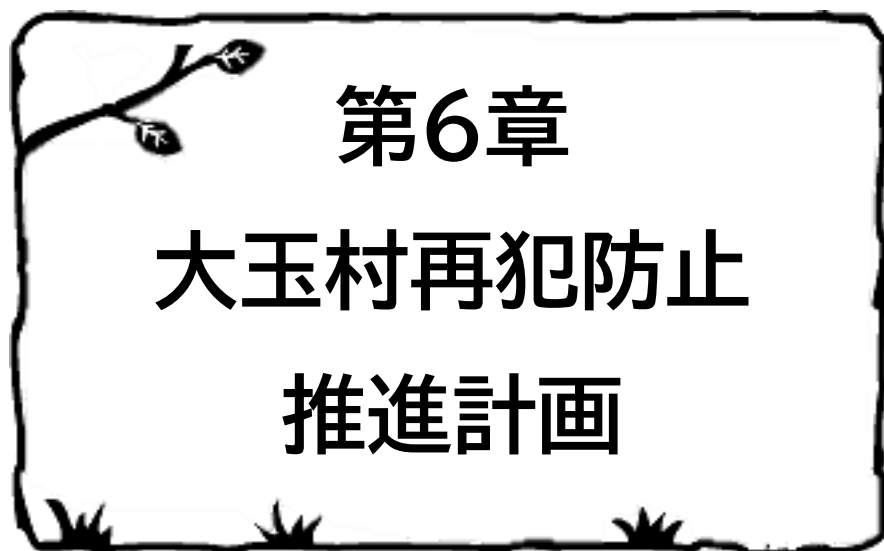
- 村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制を整備します。
- 身寄りのない人への支援において、適切に村長申立てを実施します。
- 虐待等の迅速な対応が必要な事案については、積極的に村長申立てを活用します。

基本施策5 成年後見制度利用支援事業(助成制度)の推進

- 市町村の負担を軽減し、適切な成年後見制度の利用を推進することを目的として、国や県が市町村に対して一定割合を補助する、成年後見制度利用支援事業の対象として、低所得者を含めることや、村長申立て以外の本人や親族による申立て費用および報酬ならびに後見監督人等が選任される場合の報酬など、適切な実施内容について検討します。

基本施策6 後見人等の担い手の確保・育成

- 後見業務の担い手として多様な人材が必要であることから、後見人等の担い手の育成を推進します。
- 関係団体等における法人後見受任に向けた協議を行います。
- 後見人の役割や必要性を周知するとともに、新たな後見人の育成を推進します。
- 研修会の開催を検討し、後見人の役割の理解促進と資質の向上を図ります。
- 成年後見人等候補者になり得る各関係団体に対し、制度の重要性の啓発を図り、各関係団体における人材育成につなげます。



第6章

大玉村再犯防止

推進計画

1 計画策定の背景と目的

犯罪をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱える人が多くいます。「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるよう支援することが必要です。そして、犯罪をした人等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、社会復帰をすることで、住民が犯罪による被害を受けることの防止や安全で安心して暮らせる社会の実現につながります。

国では、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を公布・施行し、平成29年12月には「再犯防止推進計画」、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定し、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することで、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本村においても、誰一人取り残さない社会、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、「第1期大玉村再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】(抜粋)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 関連計画との関係

本計画は、本村におけるむらづくりの最上位計画である「第五次大玉村総合振興計画」及び、福祉分野の上位計画である「第1期大玉村地域福祉計画」、そのほか福祉分野における関連計画との連携を図り、策定いたします。

3 計画期間

本計画の期間は、「第1期大玉村地域福祉計画」に準じ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。



4 再犯防止に関する制度の主な内容

(1) 国の第二次再犯防止推進計画の基本方針と重点課題

国の第二次再犯防止推進計画における基本方針と重点課題は以下のとおりです。

【基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【重点課題】

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ① 就労・住居の確保 | ⑤ 民間協力者の活動促進 |
| ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進 | ⑥ 地域による包摂の推進 |
| ③ 学校等と連携した修学支援 | ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備 |
| ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導 | |

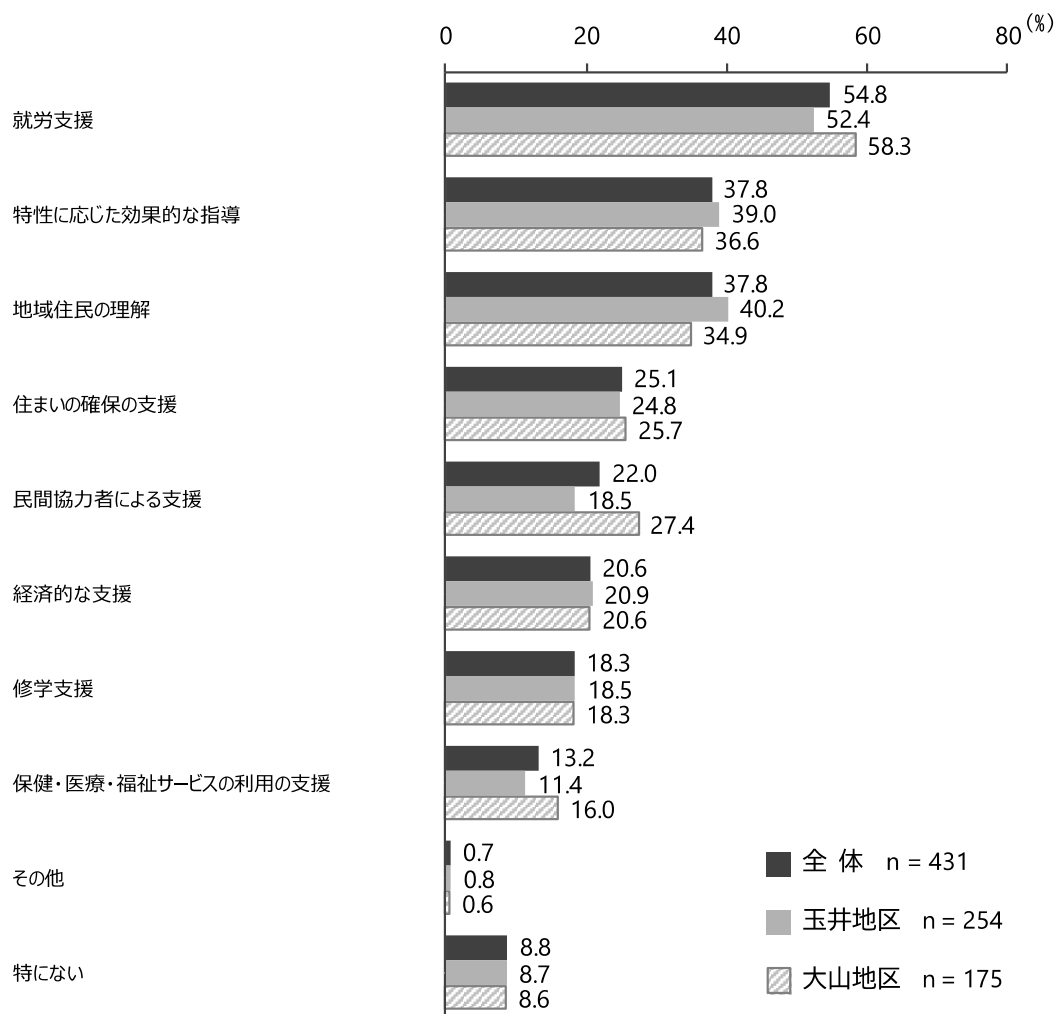
5 再犯防止を取り巻く状況

(1) 村民アンケート調査からみる現状

① 非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援

非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援について、「就労支援」が54.8%と最も高く、次いで「特性に応じた効果的な指導」「地域住民の理解」(ともに37.8%)となっています。

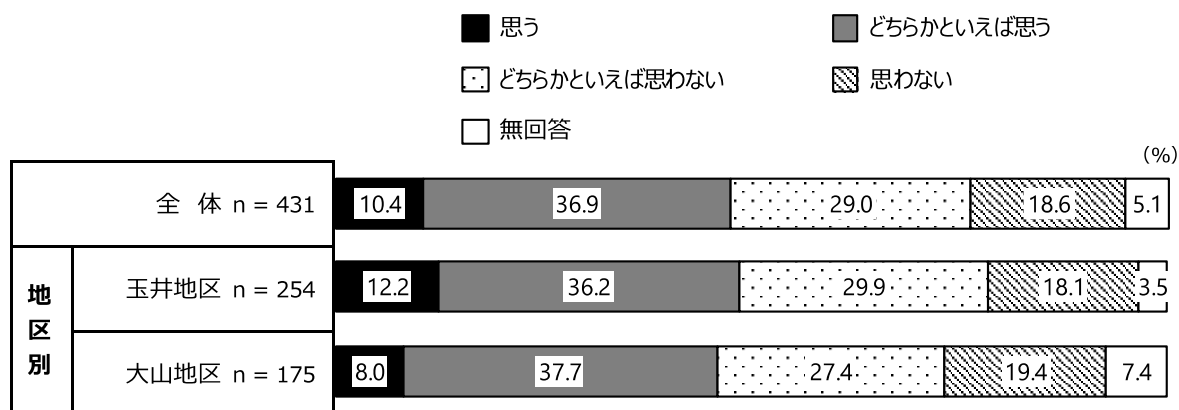
【非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援】



②非行等をした人の立ち直りに協力したいと思うか

非行等をした人の立ち直りに協力したいと思うかについて、「思う」「どちらかといえば思う」を合わせた『協力したいと思う人』が47.3%、「どちらかといえば思わない」「思わない」を合わせた『協力したいと思わない人』は47.6%となっています。

【非行等をした人の立ち直りに協力したいと思うか】



6 大玉村の再犯防止推進における課題の整理

安全で安心な社会を実現するためには、犯罪をした人等が再犯や非行を繰り返さないようにすることが重要です。

令和6年7月4日に行われた「令和6年度 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会(全国会議)」の資料では、刑法犯検挙人員の約半数が再犯者であることが示されています。

犯罪をした人等を社会から排除するのではなく、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、社会復帰をすることで、住民が犯罪による被害を受けることの防止や安全で安心に暮らせる社会を実現することにつながります。

国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした人等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することができるよう、地域社会や関係機関が連携し、就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用を支援する仕組みが必要です。

7 基本目標

基本目標

再犯防止の推進と理解の醸成

犯罪をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱える人が少なくありません。村民の理解を得ながら、犯罪をした人等が社会の一員として復帰し、「誰一人取り残さない社会」を実現するため、再犯防止の取り組みの推進や理解の醸成を図ります。

8 施策の展開

基本施策1 再犯防止に関する周知・啓発と関係機関との連携強化

- 毎年7月の「再犯防止啓発月間」や「社会を明るくする運動」をはじめ、様々な機会を活用し、再犯防止に関する地域住民の理解を深め、協力が得られるように啓発活動を推進します。
- 保護司会、更正保護女性会等と連携し、社会復帰に向けた取り組みと再犯防止に向けた取り組みの支援を行います。
- 保護司会や更生保護関係団体等の活動について周知を図るとともに、その活動を支援します。
- 大玉村青少年育成村民会議を開催し、青少年の健全育成を図ります。
- 村や関係機関等の相談窓口の周知を図ります。

基本施策2 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 相談・支援機関と連携し、必要な保健医療・福祉サービスの提供につなげます。
- 状況に応じてどこに相談したらよいかわかりやすくするため、相談・支援機関の周知を図ります。

基本施策3 就労や住居の確保等、安定した生活の確立に向けた支援

- ハローワークなどの関係機関と連携しながら、犯罪をした人等の就労に向けた相談や支援の充実を図ります。
- 生活困窮者自立相談支援機関等との連携により、生活困窮者の自立に向けた支援を図ります。
- 福島県地域生活定着支援センターなどの支援機関と連携し、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、社会福祉施設への入所調整などの支援を行います。



資料編

1 大玉村地域福祉推進協議会設置要綱

令和6年1月18日

告示第7号

（設置目的）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく、大玉村地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び取組の評価等により、地域福祉に関する施策を効果的かつ円滑に行い、地域福祉の推進を図るため、大玉村地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 総合的な地域福祉の推進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要と認められる事項。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体、福祉活動に関係する者
- (3) 地域協議会に所属する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた者

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、最初開催する協議会は、村長が招集する。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長が必要と認めるときは、関係者に資料の提出又は、関係者の出席を求めその説明若しくは意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報償）

第8条 委員には、村の予算の範囲内で報償費を支給する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

大玉村



附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 本要綱制定後の委員の最初の任期は、令和8年3月31日までとする。



2 大玉村地域福祉推進協議会委員名簿

No.	氏名	所属等
1	橋本 清	大玉村民生児童委員協議会会長
2	伊藤 忠和	大玉村区長会会長(任期:令和6年3月 31 日まで)
3	三瓶 賢一	大玉村区長会会長(任期:令和6年4月1日から)
4	大藤 恵美子	福島県あだち地域相談センターあだたら 管理者兼相談支援アドバイザー
5	根本 達弥	大玉村社会福祉協議会 事務局長
6	鈴木 宇一	大玉村老人クラブ連合会会長
7	菊地 平一郎	社会福祉法人慈久福祉会 特別養護老人ホーム 陽だまりの里施設長
8	細谷 晋	合同会社相談事業所ふりーらんす 代表
9	落合 政子	給食サービスボランティア 大玉かあちゃん弁当の会会長
10	齋藤 マキ	大玉村ボランティアネットワーク会長
11	高島 由美子	大玉村教育委員(任期:令和6年 10 月 31 日まで)
12	三村 浩史	大玉村教育委員(任期:令和6年 12 月1日から)
13	佐々木 早苗	大玉村婦人会会長
14	佐藤 ふさえ	大玉村民生児童委員協議会 主任児童委員



3 策定経過について

年	月日	内容
令和6年	2月13日	第1回大玉村地域福祉推進協議会 【協議事項】 (1)大玉村地域福祉推進協議会について (2)大玉村地域福祉計画 策定概要について (3)今後のスケジュール (4)その他
令和6年	3月8日～3月22日	村民アンケート調査の実施
令和6年	6月10日	関係団体へのヒアリング調査の実施
令和6年	7月5日、7月12日	地域福祉住民座談会の実施
令和6年	11月13日	第2回大玉村地域福祉推進協議会 【協議事項】 (1)大玉村地域福祉計画策定に係るアンケート調査並びに ヒアリング調査・座談会結果報告について (2)第1期大玉村地域福祉計画骨子案について (3)その他
令和7年	1月28日	第3回大玉村地域福祉推進協議会 【協議事項】 (1)第1期大玉村地域福祉計画素案について (2)その他
令和7年	2月12日～3月4日	パブリックコメントの実施
令和7年	3月27日	第4回大玉村地域福祉推進協議会 【協議事項】 (1)第1期大玉村地域福祉計画案について (2)その他

第1期大玉村地域福祉計画 (成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)

発行日:令和7年3月

編集:大玉村 住民福祉部 健康福祉課 社会福祉係

〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地

電話 0243-24-8115 FAX 0243-48-3137